

国内株式指数ファンド(TOPIX)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

国内株式指数ファンド(TOPIX)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月27日に関東財務局長に提出しており、2025年2月28日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 猿田 隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

国内株式指数ファンド (TOP I X)
以下「当ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「内株指数」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025 年 2 月 28 日から 2025 年 8 月 28 日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替

機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、国内株式インデックス・マザーファンド（B号）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、日本の株式に投資します。
- ロ 当ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして、当該指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ベンチマークの詳細については、後述の「2 投資方針」をご参照ください。
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		日経 225
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	
債券	年12回(毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		TOPIX
公債	その他	中南米		
社債				
その他債券				
クレジット属性 ()				

不動産投信	()	アフリカ	ファンドオブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))		中近東(中東)		その他 ()
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産（収益の源泉）による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。な

お、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …

「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

- (2) MR F (マネー・リザーブ・ファンド) …

「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。

- (3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固

定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型…
目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2009 年 10 月 19 日 信託契約締結、設定、運用開始。

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

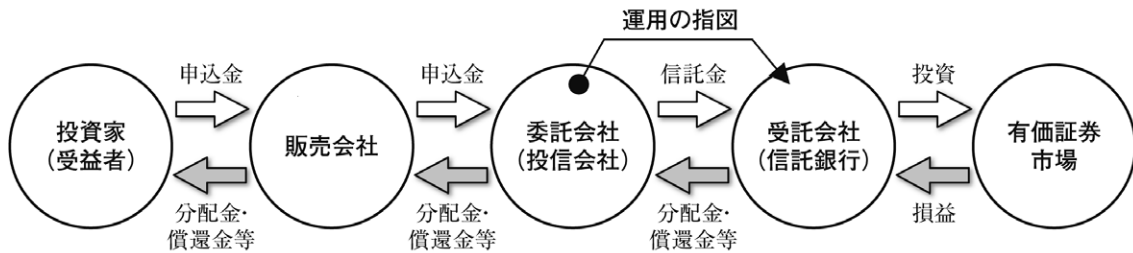
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20 億円 (2024 年 12 月 30 日現在)

(ロ) 会社の沿革

1985 年 7 月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年 2 月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年 6 月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年 1 月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月 1 日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年 4 月 1 日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年 4 月 1 日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友 D S アセットマネジメント株式会社に商号変更

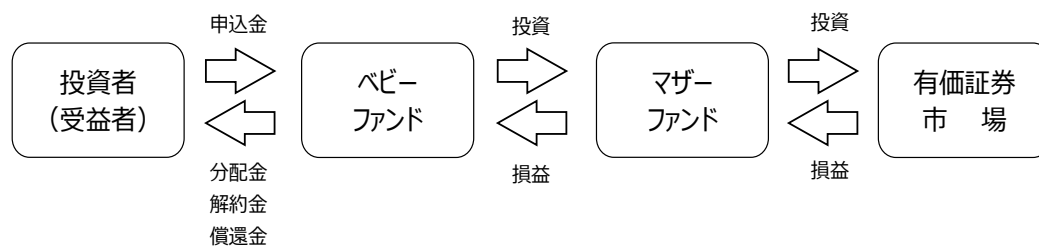
(ハ) 大株主の状況

(2024 年 12 月 30 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態 (ファミリーファンド方式による運用)

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ハ) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- (ニ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ヘ) 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - a. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - b. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - c. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ファンドの特色

1

主として日本の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

- 株価指数先物取引等を利用することがあります。
- 実際の運用は、国内株式インデックス・マザーファンド(B号)への投資を通じて行います。



TOPIX(東証株価指数)とは

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する株価指数です。

日本の株式市場を投資対象とする金融商品の運用目標や評価の基準(ベンチマーク)として広く利用されています。

2

株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



TOPIX(東証株価指数)の概要

銘柄数:2,124

配当利回り:2.15%

予想PER:15.39倍



配当利回りとは

株価に対する実績年間配当金の割合(1株当たり実績年間配当金÷株価)です。

予想PER(Price Earnings Ratio)とは

株価の1株当たり予想利益に対する倍率(株価÷1株当たり予想利益)です。

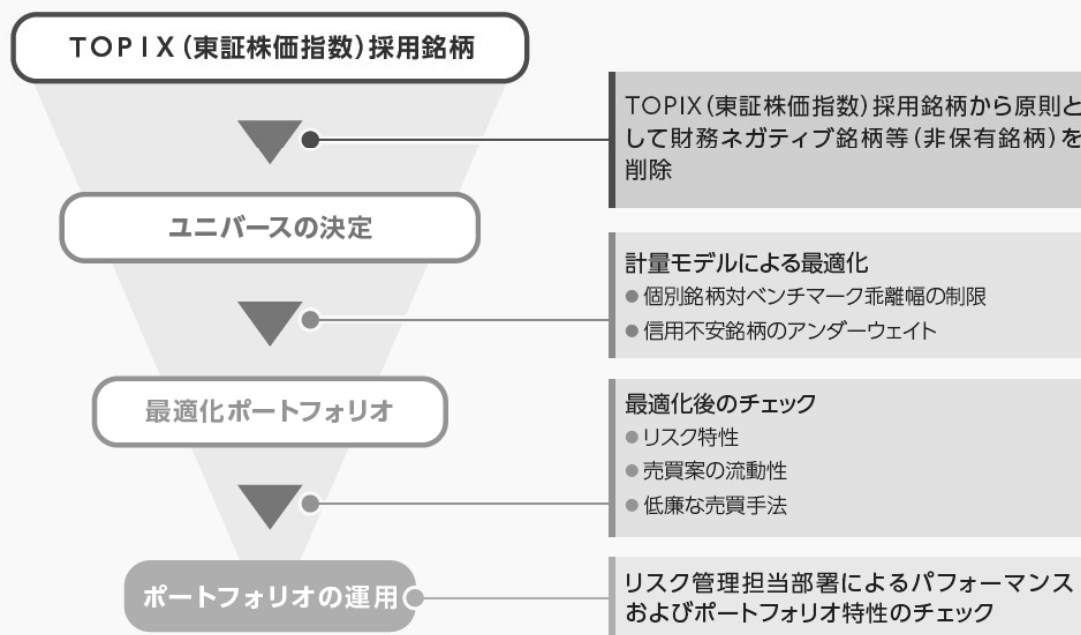
(注)2024年12月末現在

(出所)FactSetの情報を基に委託会社作成

※データは、上記指数の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

マザーファンドの運用プロセス

■マザーファンドの運用は、運用部 株式クオンツグループが行います。



最適化(法)とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

TOPIXの著作権など

- ・TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利

用などTOP I Xに関するすべての権利・ノウハウおよびTOP I Xにかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。

- ・ J P Xは、TOP I Xの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOP I Xの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOP I Xにかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・ J P Xは、TOP I Xの指数値およびTOP I Xにかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOP I Xの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ J P Xは、TOP I Xの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、TOP I Xの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ J P Xは、委託会社または当ファンドの購入者のニーズをTOP I Xの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

(2) 【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 約束手形
4. 金銭債権

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドの受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

ます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

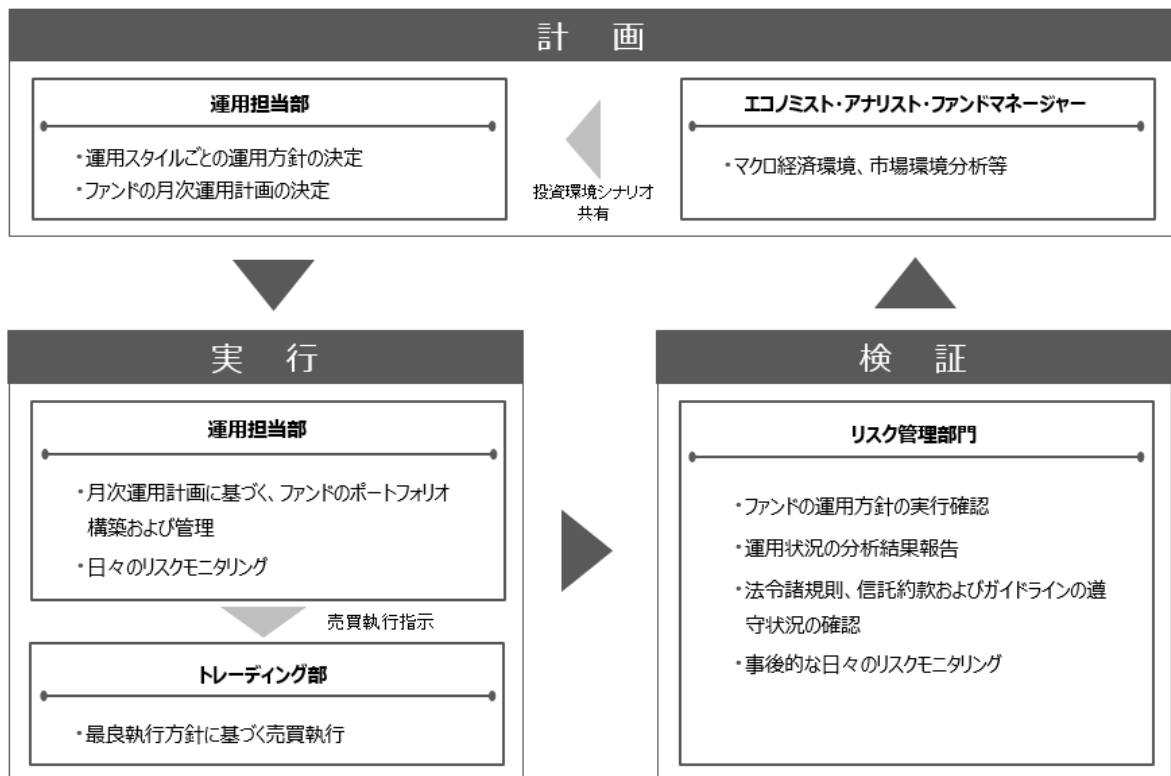
ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年1回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については、前記「（1）投資方針」に基づいて運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

- ロ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ハ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ニ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅱ ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ 投資する株式等の範囲

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- （ロ）上記（イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- （ハ）上記（ロ）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- （二）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ 先物取引等の指図

- （イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- （ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- （ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所に

おけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替ス

ワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めににかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 上記(イ)の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含み

ます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- (ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (ニ) 上記(ロ)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

ヲ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報：国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）の投資方針等)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

主として日本の株式に投資し、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主としてＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- (ロ) 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ハ) 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品の各号のうち、第1号から第4号に掲げるものに投資します。

(3) 投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 外貨建資産への投資は行いません。
- (ロ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (ニ) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- ・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- ・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること
- ・利用可能な指数先物と対象インデックスの動きに不一致が生じること

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

(ハ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

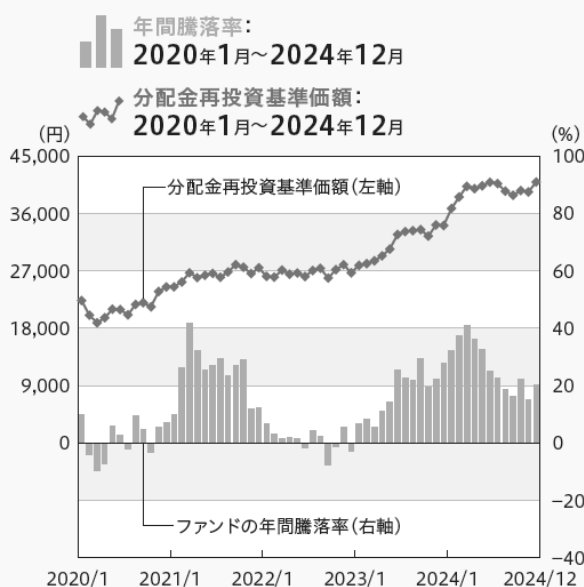
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

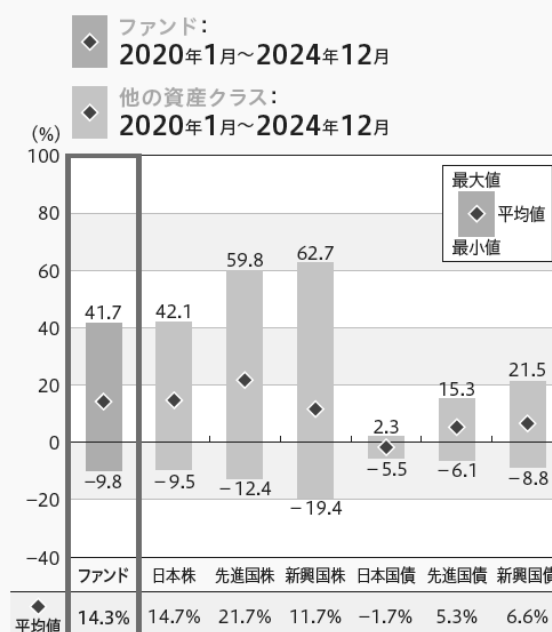
各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の基準価額に0.16%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年0.44%（税抜き0.4%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.18%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.18%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応
--

じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

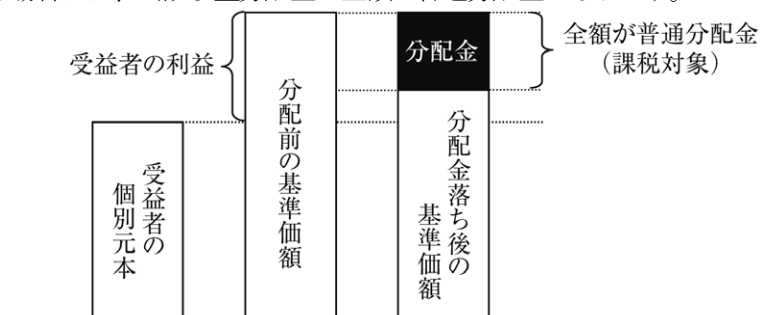
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

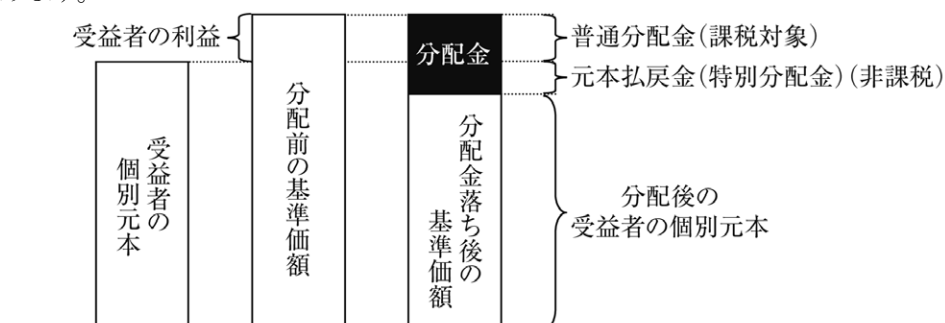
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（E T F）、上場不動産投資信託（R E I T）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限り N I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、N I S A の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024 年 12 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年12月1日～2024年12月2日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.44%	0.44%	0.00%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

国内株式指数ファンド（TOPIX）

2024年12月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	7,575,239,769	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	△2,529,938	△0.03
合計（純資産総額）		7,572,709,831	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

国内株式指数ファンド（TOPIX）

イ 主要投資銘柄

2024年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	国内株式インデッ クス・マザーファ ンド（B号）	1,507,120,500	4.8933	7,374,862,136	5.0263	7,575,239,769	100.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

② 【投資不動産物件】

国内株式指数ファンド（TOPIX）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 7 期 (2015 年 11 月 30 日)	4,703,502,338	4,703,502,338	19,399	19,399
第 8 期 (2016 年 11 月 30 日)	4,640,667,258	4,640,667,258	18,362	18,362
第 9 期 (2017 年 11 月 30 日)	3,421,101,821	3,421,101,821	22,813	22,813
第 10 期 (2018 年 11 月 30 日)	5,145,107,729	5,145,107,729	21,626	21,626
第 11 期 (2019 年 12 月 2 日)	4,156,349,301	4,156,349,301	22,725	22,725
第 12 期 (2020 年 11 月 30 日)	3,386,067,572	3,386,067,572	23,760	23,760
第 13 期 (2021 年 11 月 30 日)	4,446,080,933	4,446,080,933	26,559	26,559
第 14 期 (2022 年 11 月 30 日)	4,753,036,702	4,753,036,702	27,982	27,982
第 15 期 (2023 年 11 月 30 日)	5,694,647,481	5,694,647,481	34,203	34,203
第 16 期 (2024 年 12 月 2 日)	7,636,509,869	7,636,509,869	39,879	39,879
2023 年 12 月末日	5,657,929,852	－	34,120	－
2024 年 1 月末日	5,821,051,307	－	36,780	－
2 月末日	6,180,472,550	－	38,583	－
3 月末日	6,567,830,049	－	40,286	－
4 月末日	6,847,432,896	－	39,909	－
5 月末日	6,906,340,942	－	40,353	－
6 月末日	6,926,878,824	－	40,926	－
7 月末日	7,132,762,671	－	40,689	－
8 月末日	7,560,944,325	－	39,495	－
9 月末日	7,299,307,064	－	38,879	－
10 月末日	7,311,742,540	－	39,600	－
11 月末日	7,530,065,548	－	39,380	－
12 月末日	7,572,709,831	－	40,955	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 7 期	2014 年 12 月 2 日～2015 年 11 月 30 日	0
第 8 期	2015 年 12 月 1 日～2016 年 11 月 30 日	0
第 9 期	2016 年 12 月 1 日～2017 年 11 月 30 日	0
第 10 期	2017 年 12 月 1 日～2018 年 11 月 30 日	0
第 11 期	2018 年 12 月 1 日～2019 年 12 月 2 日	0
第 12 期	2019 年 12 月 3 日～2020 年 11 月 30 日	0
第 13 期	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 30 日	0
第 14 期	2021 年 12 月 1 日～2022 年 11 月 30 日	0
第 15 期	2022 年 12 月 1 日～2023 年 11 月 30 日	0
第 16 期	2023 年 12 月 1 日～2024 年 12 月 2 日	0

③【収益率の推移】

国内株式指数ファンド（TOPIX）

	収益率（％）
第 7 期	12.9
第 8 期	△5.3
第 9 期	24.2
第 10 期	△5.2
第 11 期	5.1
第 12 期	4.6
第 13 期	11.8
第 14 期	5.4
第 15 期	22.2
第 16 期	16.6

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

国内株式指数ファンド（TOPIX）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 7 期	4,567,315,522	3,887,850,632
第 8 期	2,489,699,707	2,386,992,223
第 9 期	1,746,929,600	2,774,643,625
第 10 期	2,256,601,324	1,377,130,832
第 11 期	785,681,724	1,335,798,481
第 12 期	1,741,872,921	2,145,723,842
第 13 期	1,810,231,497	1,561,277,696

第 14 期	1,548,605,510	1,524,059,041
第 15 期	1,491,117,493	1,524,773,037
第 16 期	1,690,775,311	1,440,799,040

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

国内株式インデックス・マザーファンド (B号)

2024 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	360,655,788,940	98.66
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	4,886,330,022	1.34
合計 (純資産総額)		365,542,118,962	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	4,876,375,000	1.33
合計	買建	-	4,876,375,000	1.33

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

国内株式インデックス・マザーファンド (B号)

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,812,400	2,618.73	12,602,359,312	3,146.00	15,139,810,400	4.14
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	3,171,500	3,019.26	9,575,595,425	3,369.00	10,684,783,500	2.92
日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	5,720,100	1,826.50	10,447,762,650	1,846.00	10,559,304,600	2.89
日本	株式	日立製作所	電気機器	2,355,200	3,946.56	9,294,944,060	3,937.00	9,272,422,400	2.54
日本	株式	リクルートホー ルディングス	サービス 業	726,300	10,629.83	7,720,448,613	11,145.00	8,094,613,500	2.21
日本	株式	三井住友フィナ ンシャルグルー プ	銀行業	1,860,400	3,822.19	7,110,804,112	3,764.00	7,002,545,600	1.92
日本	株式	キーエンス	電気機器	90,600	65,246.59	5,911,341,012	64,630.00	5,855,478,000	1.60
日本	株式	任天堂	その他製 品	571,700	8,862.08	5,066,450,032	9,264.00	5,296,228,800	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	644,000	7,507.15	4,834,602,160	7,832.00	5,043,808,000	1.38
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	870,900	5,708.73	4,971,734,230	5,728.00	4,988,515,200	1.36

日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,206,200	3,879.30	4,679,217,510	3,873.00	4,671,612,600	1.28
日本	株式	三井物産	卸売業	1,406,100	3,198.50	4,497,414,548	3,311.00	4,655,597,100	1.27
日本	株式	東京エレクトロニクス	電気機器	191,900	23,646.85	4,537,829,685	24,185.00	4,641,101,500	1.27
日本	株式	三菱商事	卸売業	1,768,500	2,565.42	4,536,939,075	2,604.00	4,605,174,000	1.26
日本	株式	信越化学工業	化学	813,300	5,543.73	4,508,712,268	5,296.00	4,307,236,800	1.18
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	26,994,400	155.23	4,190,218,112	158.00	4,265,115,200	1.17
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	447,900	8,909.61	3,990,614,946	9,185.00	4,113,961,500	1.13
日本	株式	第一三共	医薬品	857,400	4,864.16	4,170,529,596	4,352.00	3,731,404,800	1.02
日本	株式	三菱重工業	機械	1,599,700	2,245.98	3,592,899,884	2,223.00	3,556,133,100	0.97
日本	株式	H O Y A	精密機器	176,900	19,532.61	3,455,319,248	19,815.00	3,505,273,500	0.96
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	809,100	4,120.08	3,333,558,978	4,181.00	3,382,847,100	0.93
日本	株式	K D D I	情報・通信業	668,900	4,957.95	3,316,371,220	5,042.00	3,372,593,800	0.92
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,142,000	1,303.86	2,792,876,166	1,535.00	3,287,970,000	0.90
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	53,900	50,478.84	2,720,809,721	53,820.00	2,900,898,000	0.79
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	14,581,300	195.06	2,844,216,670	198.90	2,900,220,570	0.79
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	1,059,300	2,604.16	2,758,585,734	2,487.00	2,634,479,100	0.72
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	285,500	8,433.12	2,407,654,500	9,198.00	2,626,029,000	0.72
日本	株式	三菱電機	電気機器	929,500	2,570.02	2,388,831,470	2,687.00	2,497,566,500	0.68
日本	株式	富士通	電気機器	841,600	2,862.05	2,408,703,066	2,799.50	2,356,059,200	0.64
日本	株式	キヤノン	電気機器	451,600	4,907.59	2,216,265,702	5,161.00	2,330,707,600	0.64

ロ 種類別・業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.25
	建設業	2.12
	食料品	3.01
	繊維製品	0.42
	パルプ・紙	0.13
	化学	5.07
	医薬品	4.28
	石油・石炭製品	0.54
	ゴム製品	0.56
	ガラス・土石製品	0.65
	鉄鋼	0.81

	非鉄金属	0.82
	金属製品	0.48
	機械	5.47
	電気機器	17.36
	輸送用機器	7.77
	精密機器	2.37
	その他製品	2.62
	電気・ガス業	1.24
	陸運業	2.21
	海運業	0.68
	空運業	0.33
	倉庫・運輸関連業	0.14
	情報・通信業	7.44
	卸売業	6.72
	小売業	4.54
	銀行業	8.43
	証券、商品先物取引業	0.87
	保険業	3.24
	その他金融業	1.19
	不動産業	1.77
	サービス業	5.07
合 計		98.66

②投資不動産物件

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

2024年12月30日現在

種類	国／ 地域	取引所 等	名称	買建／ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引 所	TOPIX 先物 0703 月 2025年 3月	買建	175	日本・円	4,832,942,500	4,876,375,000	1.33

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

基準日:2024年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



分配の推移

決算期	分配金
2024年12月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

国内株式指数ファンド(TOPIX)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	100.03

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	98.66
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.34
合計(純資産総額)		100.00

※株価指数先物取引の買建て1.33%

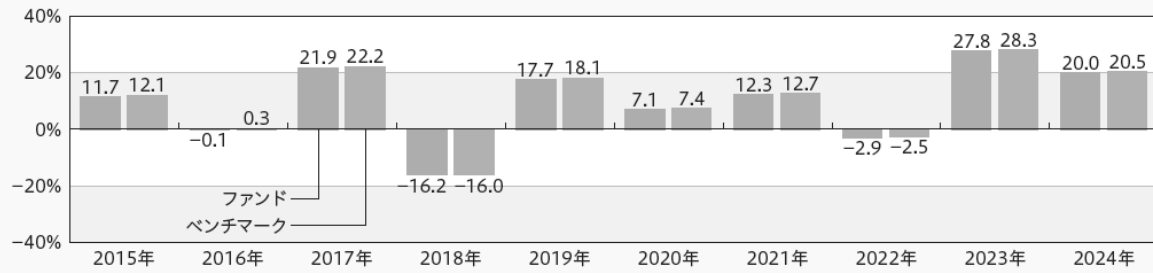
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.14
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.92
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.89
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.54
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	2.21
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.92
日本	株式	キーエンス	電気機器	1.60
日本	株式	任天堂	その他製品	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1.38
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1.36

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(TOPIX(東証株価指数、配当込み))の情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由し

て、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額また

	は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「内株指数」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2009年10月19日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこ

これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- (ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期（2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月12日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内株式指数ファンド（TOPIX）の2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内株式指数ファンド（TOPIX）の2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国内株式指数ファンド（TOPIX）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 15 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 16 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	157,295	44,634
コール・ローン	9,445,163	8,234,334
親投資信託受益証券	5,706,425,196	7,652,526,437
未収入金	－	5,500,155
流動資産合計	5,716,027,654	7,666,305,560
資産合計	5,716,027,654	7,666,305,560
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,601,404	13,738,102
未払受託者報酬	1,163,306	1,593,777
未払委託者報酬	10,470,082	14,344,371
その他未払費用	145,381	119,441
流動負債合計	21,380,173	29,795,691
負債合計	21,380,173	29,795,691
純資産の部		
元本等		
元本	1,664,958,355	1,914,934,626
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,029,689,126	5,721,575,243
（分配準備積立金）	832,469,388	954,996,312
元本等合計	5,694,647,481	7,636,509,869
純資産合計	5,694,647,481	7,636,509,869
負債純資産合計	5,716,027,654	7,666,305,560

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 15 期 自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	第 16 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
営業収益		
受取利息	347	22,036
有価証券売買等損益	1,041,423,358	1,052,044,604
営業収益合計	1,041,423,705	1,052,066,640
営業費用		
支払利息	9,794	1,821
受託者報酬	2,195,425	2,956,583
委託者報酬	19,759,442	26,610,087
その他費用	274,869	221,787
営業費用合計	22,239,530	29,790,278
営業利益又は営業損失（△）	1,019,184,175	1,022,276,362
経常利益又は経常損失（△）	1,019,184,175	1,022,276,362
当期純利益又は当期純損失（△）	1,019,184,175	1,022,276,362
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	322,168,117	428,380,611
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,054,422,803	4,029,689,126
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,083,786,586	4,750,132,603
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,083,786,586	4,750,132,603
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,805,536,321	3,652,142,237
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,805,536,321	3,652,142,237
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,029,689,126	5,721,575,243

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 16 期
	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2023 年 12 月 1 日から 2024 年 12 月 2 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 15 期	第 16 期
	(2023 年 11 月 30 日現在)	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,664,958,355 口	1,914,934,626 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.4203 円 (1 万口当たりの純資産額 34,203 円)	1 口当たり純資産額 3.9879 円 (1 万口当たりの純資産額 39,879 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 15 期	第 16 期
	自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (121,053,639 円)、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 (575,962,419 円)、	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (152,217,382 円)、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 (441,678,369 円)、

	収益調整金（3,197,219,738円）、および分配準備積立金（135,453,330円）より、分配対象収益は4,029,689,126円（1万口当たり24,202.94円）ですが、分配を行っておりません。	収益調整金（4,766,578,931円）、および分配準備積立金（361,100,561円）より、分配対象収益は5,721,575,243円（1万口当たり29,878.70円）ですが、分配を行っておりません。
--	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 16 期 自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。	

	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	---

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 16 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 15 期（自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 11 月 30 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	815,711,689 円
合計	815,711,689 円

第 16 期（自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	749,386,330 円
合計	749,386,330 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 16 期

自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 15 期 (2023 年 11 月 30 日現在)	第 16 期 (2024 年 12 月 2 日現在)
期首元本額	1,698,613,899 円	1,664,958,355 円
期中追加設定元本額	1,491,117,493 円	1,690,775,311 円
期中一部解約元本額	1,524,773,037 円	1,440,799,040 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	国内株式インデックス・マザーファン ド (B 号)	1,564,038,268	7,652,526,437	
	親投資信託受益証券 小計		7,652,526,437	
合 計			7,652,526,437	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

国内株式指数ファンド（T O P I X）は、「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

国内株式インデックス・マザーファンド（B号）

（１）貸借対照表

(単位：円)

(2024年12月2日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	27,540,652
コール・ローン	5,080,904,947
株式	347,546,634,260
派生商品評価勘定	44,869,500
未収配当金	1,894,343,199
前払金	49,425,000
差入委託証拠金	397,922,333
流動資産合計	355,041,639,891
資産合計	355,041,639,891
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,542,000
未払解約金	37,295,941
流動負債合計	45,837,941
負債合計	45,837,941
純資産の部	
元本等	
元本	72,554,135,505
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	282,441,666,445
元本等合計	354,995,801,950
純資産合計	354,995,801,950
負債純資産合計	355,041,639,891

（２）注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023 年 12 月 1 日
	至 2024 年 12 月 2 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、新株予約権証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	72, 554, 135, 505 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4. 8928 円 (1 万口当たりの純資産額 48, 928 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、新株予約権証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

	(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024 年 12 月 2 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場

	リスクを示すものではありません。
--	------------------

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物 0612 月	7, 417, 547, 500	-	7, 453, 875, 000	36, 327, 500
	小計	7, 417, 547, 500	-	7, 453, 875, 000	36, 327, 500
合 計		7, 417, 547, 500	-	7, 453, 875, 000	36, 327, 500

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 12 月 2 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024 年 12 月 2 日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	67, 612, 101, 406 円
同期中における追加設定元本額	12, 660, 331, 796 円
同期中における一部解約元本額	7, 718, 297, 697 円
2024 年 12 月 2 日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9, 702, 422, 057 円
三井住友・DC 年金バランス 3 0 (債券重点型)	957, 036, 690 円
三井住友・DC 年金バランス 5 0 (標準型)	4, 251, 248, 630 円
三井住友・DC 年金バランス 7 0 (株式重点型)	3, 707, 905, 585 円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	127, 881, 626 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 2 0 (4 資産タイプ)	3, 013, 492 円
三井住友・DC ターゲットイヤーファンド 2 0 2 5 (4 資産タイプ)	11, 510, 786 円

三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	36,619,513 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	120,953,877 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	122,493,463 円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	244,601,733 円
国内株式指数ファンド（TOPIX）	1,564,038,268 円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	30,022,152,231 円
アセットアロケーション・ファンド（安定型）	174,427,540 円
アセットアロケーション・ファンド（安定成長型）	265,456,111 円
アセットアロケーション・ファンド（成長型）	162,450,294 円
イオン・バランス戦略ファンド	24,733,599 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	92,567,676 円
三井住友・資産最適化ファンド（1安定重視型）	223,403,836 円
三井住友・資産最適化ファンド（2やや安定型）	226,296,448 円
三井住友・資産最適化ファンド（3バランス型）	942,329,191 円
三井住友・資産最適化ファンド（4やや成長型）	575,251,307 円
三井住友・資産最適化ファンド（5成長重視型）	727,911,332 円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	75,438,330 円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	1,617,967,576 円
三井住友DS・年金バランス30（債券重点型）	43,777,871 円
三井住友DS・年金バランス50（標準型）	263,218,822 円
三井住友DS・年金バランス70（株式重点型）	302,123,418 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	20,362,423 円
日興FWS・日本株インデックス	3,196,332,952 円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	255,353,062 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	53,546,400 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	34,155,161 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	31,355,200 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	20,495,407 円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	17,698,318 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル1（保守型）	875,783 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル2（安定型）	24,752,883 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル3（安定成長型）	124,122,082 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル4（成長型）	121,945,870 円
三井住友DS・FW専用ポートフォリオ・レベル5（積極成長型）	46,832,851 円
SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	2,099,092,431 円
バランスファンドVA（安定運用型）＜適格機関投資家限定＞	6,851,730 円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型＜適格機関投資家限定＞	33,548,131 円
SMAM・バランスファンドVA25＜適格機関投資家専用＞	628,141,455 円
SMAM・バランスファンドVA37.5＜適格機関投資家専用＞	970,735,898 円
SMAM・バランスファンドVA50＜適格機関投資家専用＞	3,825,404,678 円
SMAM・バランスファンドVL30＜適格機関投資家限定＞	23,860,855 円
SMAM・バランスファンドVL50＜適格機関投資家限定＞	91,834,407 円
SMAM・バランスファンドVA75＜適格機関投資家専用＞	553,619,781 円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型＜適格機関投資家限定＞	29,035,936 円

SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	156,249,124 円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	550,944,603 円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	341,910,147 円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	1,011,842,625 円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	21,800,000 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	21,589,749 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	16,103,674 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	13,315,109 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	49,496,968 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	137,001,789 円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	28,518,468 円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	28,327,919 円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	6,486,356 円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	24,002,389 円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	323,102,421 円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA（適格機関投資家専用）	151,278,192 円
SMAM・グローバルバランスファンド（標準型）VA<適格機関投資家限定>	131,051,025 円
SMAM・グローバルバランスファンド（債券重視型）VA<適格機関投資家限定>	53,003,126 円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	37,593,666 円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	23,747,703 円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	25,219,091 円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	17,887,238 円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	27,590,725 円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII <適格機関投資家限定>	498,169,697 円
SMDAM・年金Wリスクコントロールファンド（リスク3%）<適格機関投資家限定>	58,718,705 円
合 計	72,554,135,505 円

（3）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,600	3,970.000	18,262,000	
ニッスイ	125,400	938.900	117,738,060	
マルハニチロ	18,300	3,012.000	55,119,600	
雪国まいたけ	14,400	1,040.000	14,976,000	
カネコ種苗	4,800	1,374.000	6,595,200	
サカタのタネ	13,800	3,410.000	47,058,000	
ホクト	10,100	1,742.000	17,594,200	
住石ホールディングス	16,600	842.000	13,977,200	

日鉄鉱業	5,000	4,180.000	20,900,000
I N P E X	375,900	1,991.500	748,604,850
石油資源開発	69,000	1,091.000	75,279,000
K&Oエナジーグループ	5,900	3,360.000	19,824,000
ショーボンドホールディングス	16,400	5,185.000	85,034,000
ミライト・ワン	40,300	2,149.000	86,604,700
タマホーム	7,900	3,605.000	28,479,500
日本アクア	3,300	783.000	2,583,900
安藤・間	70,400	1,163.000	81,875,200
東急建設	37,400	690.000	25,806,000
コムシスホールディングス	44,000	3,296.000	145,024,000
ビーアールホールディングス	18,500	336.000	6,216,000
高松コンストラクショングループ	8,800	2,626.000	23,108,800
東建コーポレーション	3,200	11,090.000	35,488,000
ヤマウラ	6,300	1,167.000	7,352,100
オリエンタル白石	44,000	386.000	16,984,000
大成建設	79,700	6,623.000	527,853,100
大林組	289,800	2,141.000	620,461,800
清水建設	249,600	1,190.500	297,148,800
長谷工コーポレーション	80,800	2,022.500	163,418,000
松井建設	9,700	844.000	8,186,800
銭高組	200	3,790.000	758,000
鹿島建設	194,500	2,762.500	537,306,250
不動テトラ	5,900	2,042.000	12,047,800
鉄建建設	5,700	2,261.000	12,887,700
西松建設	13,800	5,085.000	70,173,000
三井住友建設	74,700	405.000	30,253,500
大豊建設	1,300	3,315.000	4,309,500
奥村組	15,100	3,855.000	58,210,500
東鉄工業	10,900	3,200.000	34,880,000
浅沼組	31,000	642.000	19,902,000
戸田建設	113,000	936.800	105,858,400
熊谷組	14,100	3,580.000	50,478,000
北野建設	1,200	4,080.000	4,896,000
矢作建設工業	11,500	1,477.000	16,985,500
ピーエス・コンストラクション	4,500	1,042.000	4,689,000
日本ハウスホールディングス	19,500	335.000	6,532,500
新日本建設	11,500	1,510.000	17,365,000
東亜道路工業	17,000	1,279.000	21,743,000
日本道路	8,200	1,743.000	14,292,600
東亜建設工業	26,800	1,178.000	31,570,400
日本国土開発	25,900	507.000	13,131,300
若築建設	2,400	3,640.000	8,736,000
東洋建設	23,300	1,279.000	29,800,700

五洋建設	120,900	616.500	74,534,850
世紀東急工業	10,800	1,506.000	16,264,800
福田組	3,200	5,290.000	16,928,000
住友林業	75,200	5,640.000	424,128,000
巴コーポレーション	5,100	1,026.000	5,232,600
大和ハウス工業	264,400	4,743.000	1,254,049,200
ライト工業	16,100	2,188.000	35,226,800
積水ハウス	264,000	3,584.000	946,176,000
日特建設	6,800	989.000	6,725,200
北陸電気工事	6,100	1,103.000	6,728,300
ユアテック	19,100	1,423.000	27,179,300
日本リーテック	7,700	1,141.000	8,785,700
四電工	10,500	1,475.000	15,487,500
中電工	13,000	3,370.000	43,810,000
関電工	51,900	2,223.000	115,373,700
きんでん	60,500	3,098.000	187,429,000
東京エネシス	8,700	1,046.000	9,100,200
トーエネック	14,500	966.000	14,007,000
住友電設	8,100	4,810.000	38,961,000
日本電設工業	15,000	1,903.000	28,545,000
エクシオグループ	92,700	1,741.000	161,390,700
新日本空調	5,500	3,945.000	21,697,500
九電工	18,900	5,182.000	97,939,800
三機工業	17,600	2,836.000	49,913,600
日揮ホールディングス	86,100	1,300.500	111,973,050
中外炉工業	3,000	3,285.000	9,855,000
ヤマト	4,000	1,198.000	4,792,000
太平電業	5,500	4,975.000	27,362,500
高砂熱学工業	22,800	6,000.000	136,800,000
三晃金属工業	100	4,330.000	433,000
朝日工業社	8,000	1,939.000	15,512,000
明星工業	16,400	1,335.000	21,894,000
大気社	10,800	4,720.000	50,976,000
ダイダン	11,200	3,600.000	40,320,000
日比谷総合設備	6,900	3,975.000	27,427,500
飛島ホールディングス	9,400	1,566.000	14,720,400
テスホールディングス	19,300	276.000	5,326,800
インフロニア・ホールディングス	94,600	1,207.500	114,229,500
東洋エンジニアリング	12,300	713.000	8,769,900
レイズネクスト	12,800	1,524.000	19,507,200
ニッポン	26,200	2,130.000	55,806,000
日清製粉グループ本社	91,800	1,843.500	169,233,300
日東富士製粉	1,700	6,570.000	11,169,000
昭和産業	7,200	2,787.000	20,066,400

鳥越製粉	10,700	687.000	7,350,900
中部飼料	12,400	1,312.000	16,268,800
フィード・ワン	12,900	799.000	10,307,100
日本甜菜製糖	5,200	2,386.000	12,407,200
DM三井製糖ホールディングス	8,400	3,190.000	26,796,000
ウェルネオシュガー	4,700	2,158.000	10,142,600
森永製菓	36,700	2,783.000	102,136,100
中村屋	3,100	3,195.000	9,904,500
江崎グリコ	25,400	4,427.000	112,445,800
井村屋グループ	4,900	2,420.000	11,858,000
不二家	5,800	2,671.000	15,491,800
山崎製パン	59,200	2,832.000	167,654,400
モロゾフ	2,700	4,430.000	11,961,000
亀田製菓	5,600	4,175.000	23,380,000
寿スピリッツ	52,200	2,148.000	112,125,600
カルビー	40,800	3,170.000	129,336,000
森永乳業	33,700	2,932.000	98,808,400
六甲バター	6,500	1,393.000	9,054,500
ヤクルト本社	126,300	3,078.000	388,751,400
明治ホールディングス	118,100	3,206.000	378,628,600
雪印メグミルク	23,400	2,736.000	64,022,400
プリマハム	10,900	2,173.000	23,685,700
日本ハム	37,900	5,146.000	195,033,400
丸大食品	8,400	1,707.000	14,338,800
S F o o d s	9,400	2,656.000	24,966,400
柿安本店	3,200	2,759.000	8,828,800
伊藤ハム米久ホールディングス	12,900	3,790.000	48,891,000
サッポロホールディングス	29,100	8,855.000	257,680,500
アサヒグループホールディングス	655,600	1,615.000	1,058,794,000
キリンホールディングス	366,000	2,113.500	773,541,000
シマダヤ	4,500	1,437.000	6,466,500
宝ホールディングス	58,600	1,289.500	75,564,700
オエノンホールディングス	29,200	414.000	12,088,800
養命酒製造	3,000	2,516.000	7,548,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	62,500	2,429.000	151,812,500
ライフドリンク カンパニー	19,000	2,425.000	46,075,000
サントリー食品インターナショナル	62,400	5,132.000	320,236,800
ダイドーグループホールディングス	9,600	3,465.000	33,264,000
伊藤園	29,800	3,300.000	98,340,000
キーコーヒー	9,800	2,063.000	20,217,400
日清オイリオグループ	12,000	5,030.000	60,360,000
不二製油グループ本社	18,900	3,517.000	66,471,300
かどや製油	1,800	3,585.000	6,453,000

J-オイルミルズ	8,800	2,168.000	19,078,400
キッコーマン	292,200	1,640.000	479,208,000
味の素	203,000	6,360.000	1,291,080,000
ブルドックソース	4,700	1,841.000	8,652,700
キューピー	47,600	3,480.000	165,648,000
ハウス食品グループ本社	29,600	2,851.500	84,404,400
カゴメ	37,300	2,985.000	111,340,500
アリアケジャパン	8,800	5,460.000	48,048,000
エバラ食品工業	2,800	2,855.000	7,994,000
やまみ	900	4,010.000	3,609,000
ニチレイ	36,800	4,278.000	157,430,400
東洋水産	40,700	10,745.000	437,321,500
イトアンドホールディングス	4,100	2,133.000	8,745,300
ヨシムラ・フード・ホールディングス	5,000	1,333.000	6,665,000
日清食品ホールディングス	113,900	4,014.000	457,194,600
フジッコ	7,600	1,718.000	13,056,800
ロック・フィールド	9,600	1,491.000	14,313,600
日本たばこ産業	535,200	4,221.000	2,259,079,200
ケンコーマヨネーズ	6,300	2,129.000	13,412,700
わらべや日洋ホールディングス	6,200	1,987.000	12,319,400
なとり	4,900	2,112.000	10,348,800
ファーマフーズ	12,200	984.000	12,004,800
ユーグレナ	56,500	400.000	22,600,000
紀文食品	7,100	1,100.000	7,810,000
ピックルスホールディングス	5,200	1,032.000	5,366,400
ミヨシ油脂	200	1,600.000	320,000
理研ビタミン	7,200	2,487.000	17,906,400
片倉工業	9,000	1,992.000	17,928,000
グンゼ	8,000	5,180.000	41,440,000
東洋紡	47,000	927.000	43,569,000
ユニチカ	30,500	194.000	5,917,000
富士紡ホールディングス	4,000	5,450.000	21,800,000
倉敷紡績	8,000	5,670.000	45,360,000
シキボウ	5,700	993.000	5,660,100
日本毛織	27,800	1,258.000	34,972,400
ダイドーリミテッド	2,700	883.000	2,384,100
帝国繊維	12,300	2,456.000	30,208,800
帝人	85,100	1,321.000	112,417,100
東レ	643,900	962.700	619,882,530
ダイニック	3,300	749.000	2,471,700
セーレン	17,300	2,774.000	47,990,200
小松マテーレ	13,900	794.000	11,036,600
ワコールホールディングス	17,700	5,091.000	90,110,700
ホギメディカル	13,800	4,785.000	66,033,000

T S I ホールディングス	28,800	890.000	25,632,000
ワールド	17,000	2,239.000	38,063,000
三陽商会	5,700	2,728.000	15,549,600
オンワードホールディングス	54,600	529.000	28,883,400
ルックホールディングス	3,700	2,560.000	9,472,000
ゴールドウイン	15,900	8,835.000	140,476,500
特種東海製紙	4,900	3,530.000	17,297,000
王子ホールディングス	338,900	553.100	187,445,590
日本製紙	25,000	861.000	21,525,000
北越コーポレーション	53,900	1,518.000	81,820,200
大王製紙	49,700	829.000	41,201,300
レンゴー	81,000	885.500	71,725,500
トモク	5,400	2,199.000	11,874,600
ザ・パック	6,800	3,595.000	24,446,000
北の達人コーポレーション	41,500	145.000	6,017,500
クラレ	129,000	2,075.500	267,739,500
旭化成	605,200	1,067.500	646,051,000
レゾナック・ホールディングス	80,500	4,055.000	326,427,500
住友化学	723,600	370.000	267,732,000
住友精化	5,400	4,690.000	25,326,000
日産化学	46,200	5,195.000	240,009,000
ラサ工業	3,400	2,684.000	9,125,600
クレハ	19,600	2,813.000	55,134,800
多木化学	3,500	3,455.000	12,092,500
テイカ	7,600	1,628.000	12,372,800
石原産業	14,800	1,458.000	21,578,400
日本曹達	20,200	2,702.000	54,580,400
東ソー	119,000	2,071.000	246,449,000
トクヤマ	29,000	2,680.500	77,734,500
セントラル硝子	10,400	3,300.000	34,320,000
東亜合成	41,600	1,530.000	63,648,000
大阪ソーダ	31,000	1,469.000	45,539,000
関東電化工業	17,800	1,057.000	18,814,600
デンカ	34,800	2,126.500	74,002,200
信越化学工業	803,400	5,546.000	4,455,656,400
日本カーバイド工業	3,800	1,652.000	6,277,600
堺化学工業	6,600	2,641.000	17,430,600
第一稀元素化学工業	8,300	710.000	5,893,000
エア・ウォーター	83,000	1,861.000	154,463,000
日本酸素ホールディングス	87,300	4,361.000	380,715,300
日本化学工業	3,000	2,403.000	7,209,000
日本パーカライジニング	39,000	1,279.000	49,881,000
高圧ガス工業	12,600	796.000	10,029,600
四国化成ホールディングス	11,000	2,049.000	22,539,000

ステラ ケミファ	4,800	3,970.000	19,056,000
保土谷化学工業	2,800	3,850.000	10,780,000
日本触媒	56,900	1,824.000	103,785,600
大日精化工業	5,800	2,883.000	16,721,400
カネカ	23,400	3,496.000	81,806,400
三菱瓦斯化学	71,700	2,832.000	203,054,400
三井化学	80,300	3,450.000	277,035,000
東京応化工業	42,400	3,547.000	150,392,800
大阪有機化学工業	7,700	2,662.000	20,497,400
三菱ケミカルグループ	653,400	793.200	518,276,880
KHネオケム	14,800	2,054.000	30,399,200
ダイセル	103,800	1,372.000	142,413,600
住友ベークライト	27,900	3,673.000	102,476,700
積水化学工業	178,500	2,408.500	429,917,250
日本ゼオン	69,000	1,405.500	96,979,500
アイカ工業	22,500	3,259.000	73,327,500
UBE	43,400	2,415.000	104,811,000
積水樹脂	13,300	2,108.000	28,036,400
旭有機材	5,900	4,285.000	25,281,500
ニチバン	5,500	1,925.000	10,587,500
リケンテクノス	18,200	1,073.000	19,528,600
大倉工業	4,000	3,090.000	12,360,000
積水化成製品工業	9,700	363.000	3,521,100
群栄化学工業	2,100	2,686.000	5,640,600
ミライアル	500	1,423.000	711,500
ダイキョーニシカワ	18,600	610.000	11,346,000
森六ホールディングス	4,400	1,974.000	8,685,600
恵和	6,300	989.000	6,230,700
日本化薬	69,000	1,278.500	88,216,500
カーリット	8,900	1,319.000	11,739,100
日本精化	6,100	2,484.000	15,152,400
扶桑化学工業	9,400	3,410.000	32,054,000
トリケミカル研究所	10,800	2,801.000	30,250,800
ADEKA	30,500	2,720.000	82,960,000
日油	105,200	2,260.000	237,752,000
ハリマ化成グループ	5,800	855.000	4,959,000
花王	218,500	6,530.000	1,426,805,000
第一工業製薬	3,700	3,800.000	14,060,000
石原ケミカル	4,200	2,588.000	10,869,600
三洋化成工業	5,800	3,950.000	22,910,000
大日本塗料	9,700	1,137.000	11,028,900
日本ペイントホールディングス	398,200	1,042.500	415,123,500
関西ペイント	75,900	2,142.500	162,615,750
中国塗料	19,400	2,340.000	45,396,000

日本特殊塗料	2,000	1,249.000	2,498,000
藤倉化成	13,700	524.000	7,178,800
太陽ホールディングス	15,500	4,255.000	65,952,500
D I C	33,200	3,275.000	108,730,000
サカタインクス	21,500	1,528.000	32,852,000
a r t i e n c e	18,500	3,170.000	58,645,000
富士フイルムホールディングス	540,400	3,403.000	1,838,981,200
資生堂	187,700	2,666.500	500,502,050
ライオン	115,200	1,794.000	206,668,800
高砂香料工業	6,800	5,460.000	37,128,000
マンダム	21,300	1,286.000	27,391,800
ミルボン	14,500	3,460.000	50,170,000
コーセー	18,500	6,636.000	122,766,000
コタ	8,600	1,610.000	13,846,000
ポーラ・オルビスホールディングス	47,200	1,382.000	65,230,400
ノエビアホールディングス	8,300	4,925.000	40,877,500
新日本製薬	5,000	1,929.000	9,645,000
I - n e	3,200	2,050.000	6,560,000
アクシージア	6,300	557.000	3,509,100
エスケー	7,000	1,491.000	10,437,000
コニシ	27,100	1,357.000	36,774,700
長谷川香料	18,400	3,300.000	60,720,000
小林製薬	23,800	5,905.000	140,539,000
荒川化学工業	7,700	1,114.000	8,577,800
メック	7,600	3,365.000	25,574,000
日本高純度化学	2,300	3,250.000	7,475,000
タカラバイオ	28,400	1,034.000	29,365,600
J C U	9,800	3,995.000	39,151,000
新田ゼラチン	6,000	749.000	4,494,000
O A T アグリオ	3,300	2,017.000	6,656,100
デクセリアルズ	75,600	2,439.000	184,388,400
アース製薬	8,500	5,440.000	46,240,000
北興化学工業	9,600	1,311.000	12,585,600
大成ラミック	3,500	2,505.000	8,767,500
クミアイ化学工業	34,600	789.000	27,299,400
日本農薬	16,900	675.000	11,407,500
アキレス	5,700	1,444.000	8,230,800
有沢製作所	15,900	1,441.000	22,911,900
日東電工	283,100	2,407.500	681,563,250
レック	12,600	1,267.000	15,964,200
三光合成	11,700	581.000	6,797,700
Z A C R O S	7,000	4,125.000	28,875,000
前澤化成工業	6,000	1,784.000	10,704,000
未来工業	3,400	3,950.000	13,430,000

J S P	6,000	2,104.000	12,624,000
エフピコ	20,300	2,743.000	55,682,900
天馬	6,800	3,010.000	20,468,000
信越ポリマー	19,200	1,670.000	32,064,000
ニフコ	33,300	3,568.000	118,814,400
バルカー	7,500	3,305.000	24,787,500
ユニ・チャーム	187,300	3,916.000	733,466,800
協和キリン	107,500	2,478.500	266,438,750
武田薬品工業	796,500	4,119.000	3,280,783,500
アステラス製薬	786,300	1,584.000	1,245,499,200
塩野義製薬	297,100	2,123.500	630,891,850
わかもと製薬	9,000	239.000	2,151,000
日本新薬	23,500	4,345.000	102,107,500
中外製薬	280,300	6,605.000	1,851,381,500
科研製薬	15,100	4,317.000	65,186,700
エーザイ	119,200	4,641.000	553,207,200
ロート製薬	95,100	2,908.000	276,550,800
小野薬品工業	183,300	1,733.000	317,658,900
久光製薬	20,200	4,234.000	85,526,800
持田製薬	11,300	3,385.000	38,250,500
参天製薬	170,700	1,705.000	291,043,500
扶桑薬品工業	4,500	2,595.000	11,677,500
ツムラ	30,800	4,890.000	150,612,000
キッセイ薬品工業	15,500	3,700.000	57,350,000
生化学工業	19,000	801.000	15,219,000
栄研化学	17,300	2,187.000	37,835,100
鳥居薬品	5,300	4,730.000	25,069,000
J C Rファーマ	31,800	739.000	23,500,200
東和薬品	14,500	2,797.000	40,556,500
富士製薬工業	7,900	1,635.000	12,916,500
ゼリア新薬工業	14,000	2,323.000	32,522,000
ネクセラファーマ	42,700	1,128.000	48,165,600
第一三共	844,800	4,871.000	4,115,020,800
杏林製薬	21,900	1,472.000	32,236,800
大幸薬品	24,400	359.000	8,759,600
ダイト	8,000	2,090.000	16,720,000
大塚ホールディングス	223,800	8,849.000	1,980,406,200
ペプチドリーム	43,800	2,984.500	130,721,100
セルソース	8,600	1,085.000	9,331,000
あすか製薬ホールディングス	9,900	2,000.000	19,800,000
サワイグループホールディングス	54,300	2,154.000	116,962,200
日本コークス工業	95,100	95.000	9,034,500
ニチレキグループ	11,800	2,410.000	28,438,000
ユシロ化学工業	4,500	2,090.000	9,405,000

富士石油	26,200	292.000	7,650,400
出光興産	419,500	1,004.500	421,387,750
ENEOSホールディングス	1,516,500	819.700	1,243,075,050
コスモエネルギーホールディングス	29,300	6,557.000	192,120,100
横浜ゴム	45,300	3,047.000	138,029,100
TOYO TIRE	50,900	2,353.500	119,793,150
ブリヂストン	262,700	5,356.000	1,407,021,200
住友ゴム工業	88,700	1,643.000	145,734,100
藤倉コンポジット	7,800	1,472.000	11,481,600
オカモト	5,100	5,510.000	28,101,000
フコク	5,000	1,719.000	8,595,000
ニッタ	9,100	3,545.000	32,259,500
住友理工	17,400	1,541.000	26,813,400
三ツ星ベルト	11,900	4,100.000	48,790,000
バンドー化学	12,700	1,807.000	22,948,900
日東紡績	11,300	5,840.000	65,992,000
AGC	87,500	4,709.000	412,037,500
日本山村硝子	2,700	1,684.000	4,546,800
日本電気硝子	35,000	3,419.000	119,665,000
オハラ	5,300	1,205.000	6,386,500
住友大阪セメント	16,000	3,340.000	53,440,000
太平洋セメント	54,800	3,818.000	209,226,400
日本ヒューム	8,400	1,303.000	10,945,200
日本コンクリート工業	19,100	381.000	7,277,100
三谷セキサン	4,000	5,670.000	22,680,000
アジアパイルホールディングス	13,500	835.000	11,272,500
東海カーボン	80,900	907.800	73,441,020
日本カーボン	4,700	4,420.000	20,774,000
東洋炭素	6,200	4,415.000	27,373,000
ノリタケ	9,600	3,740.000	35,904,000
TOTO	65,300	4,018.000	262,375,400
日本碍子	103,200	1,971.500	203,458,800
日本特殊陶業	72,900	4,647.000	338,766,300
MARUWA	3,700	43,490.000	160,913,000
品川リフラクトリーズ	10,700	1,666.000	17,826,200
黒崎播磨	7,200	2,350.000	16,920,000
ヨータイ	5,000	1,550.000	7,750,000
東京窯業	10,700	410.000	4,387,000
フジミインコーポレーテッド	24,100	2,372.000	57,165,200
ニチアス	22,300	5,895.000	131,458,500
ニチハ	11,100	2,885.000	32,023,500
日本製鉄	466,500	3,060.000	1,427,490,000
神戸製鋼所	182,700	1,557.500	284,555,250
中山製鋼所	19,400	726.000	14,084,400

合同製鐵	4,700	3,815.000	17,930,500
J F Eホールディングス	277,000	1,711.500	474,085,500
東京製鐵	25,800	1,477.000	38,106,600
共英製鋼	10,000	1,733.000	17,330,000
大和工業	17,000	7,730.000	131,410,000
東京鐵鋼	4,000	6,370.000	25,480,000
大阪製鐵	5,300	3,380.000	17,914,000
淀川製鋼所	9,800	5,200.000	50,960,000
中部鋼鈑	6,500	2,174.000	14,131,000
丸一鋼管	28,600	3,235.000	92,521,000
モリ工業	2,000	4,680.000	9,360,000
大同特殊鋼	57,800	1,170.000	67,626,000
日本冶金工業	6,400	3,940.000	25,216,000
山陽特殊製鋼	9,300	1,812.000	16,851,600
愛知製鋼	5,100	4,800.000	24,480,000
日本金属	3,600	651.000	2,343,600
大平洋金属	8,400	1,409.000	11,835,600
新日本電工	52,400	289.000	15,143,600
栗本鐵工所	4,500	4,115.000	18,517,500
三菱製鋼	6,400	1,389.000	8,889,600
日本精線	7,700	1,273.000	9,802,100
エンビプロ・ホールディングス	9,200	414.000	3,808,800
大紀アルミニウム工業所	12,200	1,061.000	12,944,200
日本輕金属ホールディングス	25,900	1,529.000	39,601,100
三井金属鉱業	23,700	4,811.000	114,020,700
三菱マテリアル	65,500	2,426.000	158,903,000
住友金属鉱山	117,100	3,707.000	434,089,700
DOWAホールディングス	24,800	4,499.000	111,575,200
古河機械金属	12,900	1,580.000	20,382,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	16,200	2,001.000	32,416,200
東邦チタニウム	19,600	1,074.000	21,050,400
U A C J	13,000	5,450.000	70,850,000
C Kサンエツ	2,300	3,725.000	8,567,500
古河電気工業	30,800	6,418.000	197,674,400
住友電気工業	318,400	2,949.000	938,961,600
フジクラ	98,800	5,662.000	559,405,600
SW C C	12,200	7,900.000	96,380,000
平河ヒューテック	6,300	1,490.000	9,387,000
リョービ	9,700	2,150.000	20,855,000
アーレスティ	7,100	513.000	3,642,300
A R Eホールディングス	37,200	1,723.000	64,095,600
稲葉製作所	6,200	1,760.000	10,912,000
宮地エンジニアリンググループ	10,400	1,881.000	19,562,400
トーカロ	26,400	1,773.000	46,807,200

アルファ	1,700	1,048.000	1,781,600
SUMCO	174,700	1,201.500	209,902,050
川田テクノロジーズ	6,900	2,702.000	18,643,800
RS TECHNOLOGIES	7,100	3,275.000	23,252,500
ジェイテックコーポレーション	1,600	1,360.000	2,176,000
信和	7,900	749.000	5,917,100
東洋製罐グループホールディングス	58,200	2,389.000	139,039,800
ホッカンホールディングス	5,100	1,703.000	8,685,300
横河ブリッジホールディングス	14,300	2,758.000	39,439,400
駒井ハルテック	800	1,552.000	1,241,600
三和ホールディングス	91,100	4,553.000	414,778,300
文化シヤッター	24,300	1,858.000	45,149,400
三協立山	11,300	699.000	7,898,700
アルインコ	7,700	973.000	7,492,100
LIXIL	136,100	1,703.000	231,778,300
ノーリツ	15,200	1,708.000	25,961,600
長府製作所	9,600	1,896.000	18,201,600
リンナイ	48,800	3,186.000	155,476,800
日東精工	13,700	617.000	8,452,900
岡部	16,300	788.000	12,844,400
ジーテクト	10,800	1,577.000	17,031,600
東プレ	15,300	1,892.000	28,947,600
高周波熱錬	14,700	974.000	14,317,800
東京製綱	5,800	1,241.000	7,197,800
パイオラックス	12,000	2,442.000	29,304,000
エイチワン	9,600	1,019.000	9,782,400
日本発条	80,900	1,740.000	140,766,000
中央発條	5,400	1,320.000	7,128,000
立川ブラインド工業	4,400	1,355.000	5,962,000
日本製鋼所	27,400	6,549.000	179,442,600
三浦工業	42,200	3,841.000	162,090,200
タクマ	30,100	1,643.000	49,454,300
ツガミ	19,000	1,363.000	25,897,000
オークマ	15,600	3,155.000	49,218,000
芝浦機械	11,500	3,445.000	39,617,500
アマダ	126,800	1,455.000	184,494,000
アイダエンジニアリング	18,700	783.000	14,642,100
FUJ I	41,500	2,171.000	90,096,500
牧野フライス製作所	9,800	6,640.000	65,072,000
オーエスジー	39,800	1,769.000	70,406,200
旭ダイヤモンド工業	21,200	806.000	17,087,200
DMG 森精機	56,900	2,573.500	146,432,150
ソディック	23,400	719.000	16,824,600
ディスコ	43,500	41,330.000	1,797,855,000

日東工器	4,300	2,705.000	11,631,500
日進工具	7,100	740.000	5,254,000
富士ダイス	6,700	773.000	5,179,100
豊和工業	5,500	1,095.000	6,022,500
石川製作所	3,100	1,400.000	4,340,000
リケンNPR	10,000	2,400.000	24,000,000
島精機製作所	14,100	1,062.000	14,974,200
オプトラン	14,500	1,857.000	26,926,500
イワキ	6,200	2,631.000	16,312,200
フリュー	9,200	1,089.000	10,018,800
ヤマシンフィルタ	22,400	599.000	13,417,600
日阪製作所	9,500	995.000	9,452,500
やまびこ	14,400	2,514.000	36,201,600
野村マイクロ・サイエンス	13,500	1,757.000	23,719,500
平田機工	4,100	5,200.000	21,320,000
PEGASUS	11,000	433.000	4,763,000
マルマエ	4,300	1,591.000	6,841,300
タツモ	6,600	2,562.000	16,909,200
ナブテスコ	57,200	2,434.500	139,253,400
三井海洋開発	11,400	3,175.000	36,195,000
レオン自動機	10,300	1,415.000	14,574,500
SMC	26,900	64,590.000	1,737,471,000
ホソカワミクロン	6,100	3,935.000	24,003,500
ユニオンツール	3,900	5,320.000	20,748,000
瑞光	7,300	1,252.000	9,139,600
オイレス工業	11,200	2,376.000	26,611,200
日精エー・エス・ビー機械	3,400	5,070.000	17,238,000
サトーホールディングス	11,600	2,230.000	25,868,000
技研製作所	8,600	1,731.000	14,886,600
日本エアージェット	5,400	1,229.000	6,636,600
日精樹脂工業	7,100	910.000	6,461,000
ワイエイシイホールディングス	4,200	1,914.000	8,038,800
小松製作所	445,300	4,066.000	1,810,589,800
住友重機械工業	53,000	3,249.000	172,197,000
日立建機	35,800	3,383.000	121,111,400
日工	11,000	707.000	7,777,000
巴工業	3,700	3,810.000	14,097,000
井関農機	9,900	946.000	9,365,400
TOWA	29,700	1,587.000	47,133,900
ローツェ	46,700	1,663.000	77,662,100
クボタ	468,400	1,871.500	876,610,600
荏原実業	4,500	4,330.000	19,485,000
三菱化工機	3,000	3,200.000	9,600,000
月島ホールディングス	12,300	1,494.000	18,376,200

帝国電機製作所	6,000	2,760.000	16,560,000
新東工業	18,500	922.000	17,057,000
澁谷工業	8,300	3,895.000	32,328,500
アイチコーポレーション	14,700	1,382.000	20,315,400
小森コーポレーション	21,800	1,132.000	24,677,600
鶴見製作所	7,500	3,575.000	26,812,500
酒井重工業	2,800	2,371.000	6,638,800
荏原製作所	185,200	2,264.500	419,385,400
西島製作所	7,600	2,400.000	18,240,000
北越工業	9,300	1,689.000	15,707,700
ダイキン工業	117,700	18,170.000	2,138,609,000
オルガノ	13,700	8,860.000	121,382,000
トーヨーカネツ	2,900	4,160.000	12,064,000
栗田工業	50,600	5,706.000	288,723,600
椿本チエイン	39,600	1,892.000	74,923,200
大同工業	3,600	737.000	2,653,200
木村化工機	8,700	966.000	8,404,200
アネスト岩田	14,200	1,408.000	19,993,600
ダイフク	152,600	3,221.000	491,524,600
サムコ	2,300	2,855.000	6,566,500
加藤製作所	3,200	1,327.000	4,246,400
タダノ	51,900	1,153.500	59,866,650
フジテック	29,100	5,824.000	169,478,400
C K D	24,700	2,486.000	61,404,200
平和	30,100	2,095.000	63,059,500
理想科学工業	7,400	3,450.000	25,530,000
SANKYO	104,100	2,130.500	221,785,050
日本金銭機械	10,800	1,022.000	11,037,600
マースグループホールディングス	5,300	3,245.000	17,198,500
フクシマガリレイ	6,700	5,500.000	36,850,000
ダイコク電機	4,600	3,295.000	15,157,000
竹内製作所	16,000	4,850.000	77,600,000
アマノ	26,000	4,312.000	112,112,000
ジャノメ	9,400	1,076.000	10,114,400
マックス	12,500	3,440.000	43,000,000
グローリー	23,400	2,523.500	59,049,900
新晃工業	26,400	1,439.000	37,989,600
大和冷機工業	13,500	1,487.000	20,074,500
セガサミーホールディングス	81,000	2,635.000	213,435,000
T P R	10,500	2,331.000	24,475,500
ツバキ・ナカシマ	21,700	524.000	11,370,800
ホシザキ	58,400	6,154.000	359,393,600
大豊工業	9,000	611.000	5,499,000
日本精工	166,600	666.300	111,005,580

NTN	209,800	239.600	50,268,080
ジェイテクト	79,600	1,058.000	84,216,800
不二越	6,300	3,095.000	19,498,500
日本トムソン	23,600	486.000	11,469,600
THK	52,300	3,682.000	192,568,600
ユーシン精機	7,900	670.000	5,293,000
前澤給装工業	6,900	1,348.000	9,301,200
イーグル工業	9,800	1,916.000	18,776,800
前澤工業	4,900	1,184.000	5,801,600
PILLAR	8,100	4,395.000	35,599,500
キッツ	29,500	1,111.000	32,774,500
マキタ	112,600	4,700.000	529,220,000
三井E&S	47,900	1,522.000	72,903,800
カナデビア	77,500	948.000	73,470,000
三菱重工業	1,579,300	2,246.000	3,547,107,800
IHI	72,400	7,960.000	576,304,000
スター精密	15,300	1,829.000	27,983,700
日清紡ホールディングス	65,400	877.400	57,381,960
イビデン	51,600	4,344.000	224,150,400
コニカミノルタ	200,800	661.500	132,829,200
ブラザー工業	119,700	2,664.000	318,880,800
ミネベアミツミ	156,400	2,469.000	386,151,600
日立製作所	2,324,100	3,946.000	9,170,898,600
三菱電機	917,500	2,568.500	2,356,598,750
富士電機	54,700	8,692.000	475,452,400
東洋電機製造	5,000	1,078.000	5,390,000
安川電機	97,800	3,963.000	387,581,400
シンフォニアテクノロジー	10,000	5,850.000	58,500,000
明電舎	17,400	4,005.000	69,687,000
オリジン	3,500	1,153.000	4,035,500
山洋電気	4,800	8,320.000	39,936,000
デンヨー	7,000	2,748.000	19,236,000
KOKUSAI ELECTRIC	63,100	2,500.000	157,750,000
ソシオネクスト	89,500	2,479.000	221,870,500
東芝テック	13,300	3,635.000	48,345,500
芝浦メカトロニクス	6,200	7,790.000	48,298,000
マブチモーター	42,100	2,224.000	93,630,400
ニデック	398,700	2,748.500	1,095,826,950
トレックス・セミコンダクター	4,800	1,287.000	6,177,600
東光高岳	5,300	2,003.000	10,615,900
ダイヘン	9,900	7,050.000	69,795,000
ヤーマン	17,700	766.000	13,558,200
JVCケンウッド	70,900	1,499.000	106,279,100
ミマキエンジニアリング	9,000	1,456.000	13,104,000

大崎電気工業	21,000	765.000	16,065,000
オムロン	82,700	4,741.000	392,080,700
日東工業	15,300	2,829.000	43,283,700
I D E C	16,900	2,423.000	40,948,700
ジーエス・ユアサ コーポレーション	39,500	2,587.000	102,186,500
サクサ	1,700	2,830.000	4,811,000
日本電気	127,600	13,060.000	1,666,456,000
富士通	828,300	2,863.000	2,371,422,900
沖電気工業	39,200	938.000	36,769,600
電気興業	3,700	1,677.000	6,204,900
サンケン電気	9,000	6,300.000	56,700,000
アイホン	4,900	2,709.000	13,274,100
ルネサスエレクトロニクス	687,500	2,017.500	1,387,031,250
セイコーエプソン	115,000	2,750.000	316,250,000
ワコム	64,900	713.000	46,273,700
アルバック	19,600	6,299.000	123,460,400
アクセル	4,400	1,285.000	5,654,000
E I Z O	12,600	2,183.000	27,505,800
日本信号	19,000	913.000	17,347,000
京三製作所	19,500	529.000	10,315,500
能美防災	12,200	2,962.000	36,136,400
ホーチキ	7,400	2,373.000	17,560,200
エレコム	21,200	1,446.000	30,655,200
パナソニック ホールディングス	1,065,700	1,453.000	1,548,462,100
シャープ	131,900	951.900	125,555,610
アンリツ	62,600	1,159.500	72,584,700
富士通ゼネラル	25,600	2,053.000	52,556,800
ソニーグループ	3,129,000	3,014.000	9,430,806,000
T D K	779,000	2,009.500	1,565,400,500
帝国通信工業	4,100	2,964.000	12,152,400
タムラ製作所	36,200	506.000	18,317,200
アルプスアルパイン	78,100	1,539.500	120,234,950
日本電波工業	10,800	925.000	9,990,000
鈴木	5,300	1,947.000	10,319,100
メイコー	8,900	9,300.000	82,770,000
日本トリム	2,200	3,675.000	8,085,000
フォスター電機	8,400	1,441.000	12,104,400
SMK	2,500	2,468.000	6,170,000
ヨコオ	7,900	1,676.000	13,240,400
ホシデン	24,600	2,363.000	58,129,800
ヒロセ電機	13,000	18,045.000	234,585,000
日本航空電子工業	24,900	2,615.000	65,113,500
T O A	10,100	919.000	9,281,900
マクセル	23,400	1,728.000	40,435,200

古野電気	11,800	2,544.000	30,019,200
スミダコーポレーション	11,500	982.000	11,293,000
アイコム	3,600	2,676.000	9,633,600
リオン	3,800	2,571.000	9,769,800
横河電機	98,300	3,415.000	335,694,500
新電元工業	3,400	2,406.000	8,180,400
アズビル	245,000	1,218.000	298,410,000
東亜ディーケーケー	5,600	722.000	4,043,200
日本光電工業	79,600	2,103.500	167,438,600
チノー	3,700	2,051.000	7,588,700
日本電子材料	6,500	2,088.000	13,572,000
堀場製作所	16,700	8,639.000	144,271,300
アドバンテスト	281,500	8,421.000	2,370,511,500
エスペック	7,100	2,619.000	18,594,900
キーエンス	89,400	65,260.000	5,834,244,000
日置電機	4,600	7,570.000	34,822,000
シスメックス	231,300	3,149.000	728,363,700
日本マイクロニクス	15,600	3,805.000	59,358,000
メガチップス	6,800	6,170.000	41,956,000
OBARA GROUP	5,900	4,155.000	24,514,500
コーセル	9,800	1,196.000	11,720,800
イリソ電子工業	7,800	2,643.000	20,615,400
オブテックスグループ	21,600	1,932.000	41,731,200
千代田インテグレ	3,800	3,585.000	13,623,000
レーザーテック	40,900	16,305.000	666,874,500
スタンレー電気	56,000	2,539.000	142,184,000
ウシオ電機	42,300	2,039.500	86,270,850
日本セラミック	10,000	2,631.000	26,310,000
遠藤照明	3,200	1,412.000	4,518,400
山一電機	7,700	2,304.000	17,740,800
図研	7,800	4,370.000	34,086,000
日本電子	22,000	5,270.000	115,940,000
カシオ計算機	69,500	1,152.500	80,098,750
ファナック	432,400	3,930.000	1,699,332,000
日本シイエムケイ	19,800	412.000	8,157,600
エンプラス	2,600	5,230.000	13,598,000
大真空	13,300	526.000	6,995,800
ローム	160,700	1,412.500	226,988,750
浜松ホトニクス	142,700	1,824.000	260,284,800
三井ハイテック	39,400	770.000	30,338,000
新光電気工業	29,100	5,277.000	153,560,700
京セラ	554,100	1,486.000	823,392,600
太陽誘電	42,000	2,170.500	91,161,000
村田製作所	798,000	2,494.500	1,990,611,000

双葉電子工業	17,400	458.000	7,969,200
北陸電気工業	3,200	1,565.000	5,008,000
ニチコン	21,200	1,042.000	22,090,400
K O A	13,300	973.000	12,940,900
市光工業	15,900	402.000	6,391,800
小糸製作所	92,100	1,943.500	178,996,350
ミツバ	16,200	849.000	13,753,800
S C R E E Nホールディングス	37,200	9,784.000	363,964,800
キヤノン電子	9,100	2,478.000	22,549,800
キヤノン	445,800	4,904.000	2,186,203,200
リコー	234,700	1,738.500	408,025,950
象印マホービン	32,000	1,534.000	49,088,000
東京エレクトロン	189,200	23,640.000	4,472,688,000
イノテック	6,500	1,385.000	9,002,500
トヨタ紡織	36,500	1,918.000	70,007,000
ユニプレス	15,700	969.000	15,213,300
豊田自動織機	75,800	11,255.000	853,129,000
モリタホールディングス	15,900	2,138.000	33,994,200
三櫻工業	13,000	728.000	9,464,000
デンソー	952,300	2,167.500	2,064,110,250
東海理化電機製作所	25,100	2,089.000	52,433,900
川崎重工業	66,500	5,588.000	371,602,000
名村造船所	26,500	1,538.000	40,757,000
日本車輛製造	3,300	2,244.000	7,405,200
三菱ロジスネクスト	15,200	1,155.000	17,556,000
日産自動車	1,142,600	360.400	411,793,040
いすゞ自動車	278,400	2,027.500	564,456,000
トヨタ自動車	4,750,000	2,611.000	12,402,250,000
三菱自動車工業	345,800	393.500	136,072,300
武蔵精密工業	22,300	3,340.000	74,482,000
日産車体	9,800	1,111.000	10,887,800
新明和工業	25,900	1,299.000	33,644,100
極東開発工業	14,900	2,302.000	34,299,800
トピー工業	7,100	1,906.000	13,532,600
ティラド	2,400	3,400.000	8,160,000
タチエス	16,300	1,704.000	27,775,200
N O K	34,700	2,255.000	78,248,500
フタバ産業	23,900	664.000	15,869,600
カヤバ	16,200	2,475.000	40,095,000
大同メタル工業	19,500	475.000	9,262,500
プレス工業	36,200	530.000	19,186,000
太平洋工業	19,100	1,297.000	24,772,700
アイシン	189,000	1,596.000	301,644,000
マツダ	271,700	971.500	263,956,550

今仙電機製作所	6,300	498.000	3,137,400
本田技研工業	2,124,900	1,302.000	2,766,619,800
スズキ	728,100	1,626.000	1,183,890,600
S U B A R U	273,100	2,470.500	674,693,550
安永	4,400	491.000	2,160,400
ヤマハ発動機	379,800	1,312.000	498,297,600
エクセディ	14,100	4,460.000	62,886,000
豊田合成	24,500	2,480.500	60,772,250
愛三工業	14,500	1,332.000	19,314,000
日本プラスト	10,500	344.000	3,612,000
ヨロズ	9,500	1,154.000	10,963,000
エフ・シー・シー	18,800	2,998.000	56,362,400
シマノ	38,500	21,450.000	825,825,000
テイ・エス テック	36,700	1,658.000	60,848,600
ジャムコ	7,900	1,381.000	10,909,900
リガク・ホールディングス	48,300	1,061.000	51,246,300
テルモ	597,200	3,068.000	1,832,209,600
日機装	19,900	953.000	18,964,700
日本エム・ディ・エム	6,700	611.000	4,093,700
島津製作所	128,800	4,233.000	545,210,400
長野計器	6,500	2,410.000	15,665,000
ブイ・テクノロジー	4,700	2,218.000	10,424,600
東京計器	6,900	3,315.000	22,873,500
愛知時計電機	3,800	1,978.000	7,516,400
インターアクション	5,500	997.000	5,483,500
オーバル	7,300	366.000	2,671,800
東京精密	18,200	7,245.000	131,859,000
マニー	36,000	1,731.000	62,316,000
ニコン	140,800	1,782.000	250,905,600
トプコン	50,800	1,602.500	81,407,000
オリンパス	512,100	2,344.000	1,200,362,400
理研計器	12,700	3,755.000	47,688,500
タムロン	12,000	4,285.000	51,420,000
H O Y A	174,300	19,525.000	3,403,207,500
ノーリツ鋼機	8,200	4,360.000	35,752,000
A&Dホロンホールディングス	12,500	1,915.000	23,937,500
朝日インテック	109,300	2,609.000	285,163,700
シチズン時計	78,600	886.000	69,639,600
リズム	1,300	3,730.000	4,849,000
メニコン	33,000	1,520.000	50,160,000
松風	8,400	2,028.000	17,035,200
セイコーグループ	13,600	4,190.000	56,984,000
ニプロ	75,400	1,379.000	103,976,600
三井松島ホールディングス	7,500	3,435.000	25,762,500

パラマウントベッドホールディングス	20,200	2,531.000	51,126,200
トランザクション	6,200	2,242.000	13,900,400
ニホンフラッシュ	8,600	830.000	7,138,000
前田工繊	15,400	1,800.000	27,720,000
永大産業	17,800	209.000	3,720,200
アートネイチャー	9,800	811.000	7,947,800
フルヤ金属	8,400	3,435.000	28,854,000
バンダイナムコホールディングス	241,900	3,179.000	769,000,100
SHOEI	24,800	2,396.000	59,420,800
フランスベッドホールディングス	11,900	1,249.000	14,863,100
パイロットコーポレーション	14,100	4,790.000	67,539,000
萩原工業	6,300	1,371.000	8,637,300
フジシールインターナショナル	19,900	2,504.000	49,829,600
タカラトミー	38,300	4,225.000	161,817,500
広済堂ホールディングス	33,600	572.000	19,219,200
プロネクス	8,600	1,246.000	10,715,600
TOPPANホールディングス	117,300	4,034.000	473,188,200
大日本印刷	186,000	2,251.000	418,686,000
共同印刷	2,800	4,055.000	11,354,000
NISSHA	15,100	1,629.000	24,597,900
TAKARA & COMPANY	5,300	2,715.000	14,389,500
アシックス	329,900	3,134.000	1,033,906,600
ツツミ	3,200	2,082.000	6,662,400
ローランド	6,600	3,810.000	25,146,000
小松ウオール工業	6,600	1,503.000	9,919,800
ヤマハ	164,100	1,105.000	181,330,500
河合楽器製作所	2,900	2,861.000	8,296,900
クリナップ	9,800	688.000	6,742,400
ピジョン	57,500	1,477.000	84,927,500
キングジム	9,300	848.000	7,886,400
リンテック	17,500	3,020.000	52,850,000
イトーキ	17,800	1,572.000	27,981,600
任天堂	563,300	8,855.000	4,988,021,500
三菱鉛筆	12,400	2,400.000	29,760,000
タカラスタンダード	19,300	1,635.000	31,555,500
コクヨ	44,700	2,825.000	126,277,500
グローブライド	7,900	1,900.000	15,010,000
オカムラ	26,300	1,960.000	51,548,000
美津濃	8,800	8,380.000	73,744,000
グリムス	4,100	2,681.000	10,992,100
東京電力ホールディングス	750,700	542.300	407,104,610
中部電力	327,800	1,611.000	528,085,800
関西電力	376,500	1,995.500	751,305,750
中国電力	153,400	961.300	147,463,420

北陸電力	90,100	904.400	81,486,440
東北電力	234,600	1,256.000	294,657,600
四国電力	81,700	1,255.000	102,533,500
九州電力	205,300	1,529.500	314,006,350
北海道電力	91,600	873.800	80,040,080
沖縄電力	22,300	956.000	21,318,800
電源開発	67,100	2,522.500	169,259,750
エフオン	9,900	409.000	4,049,100
イーレックス	32,200	626.000	20,157,200
レノバ	24,800	786.000	19,492,800
東京瓦斯	169,000	4,521.000	764,049,000
大阪瓦斯	175,600	3,297.000	578,953,200
東邦瓦斯	35,300	3,814.000	134,634,200
北海道瓦斯	25,500	540.000	13,770,000
広島ガス	21,300	375.000	7,987,500
西部ガスホールディングス	9,500	1,735.000	16,482,500
静岡ガス	19,400	1,017.000	19,729,800
メタウォーター	11,800	1,790.000	21,122,000
SBSホールディングス	9,000	2,472.000	22,248,000
東武鉄道	94,900	2,572.000	244,082,800
相鉄ホールディングス	32,200	2,444.000	78,696,800
東急	251,400	1,725.500	433,790,700
京浜急行電鉄	110,400	1,340.000	147,936,000
小田急電鉄	147,500	1,584.500	233,713,750
京王電鉄	47,400	3,916.000	185,618,400
京成電鉄	51,800	4,523.000	234,291,400
富士急行	12,100	2,300.000	27,830,000
東日本旅客鉄道	489,700	2,935.500	1,437,514,350
西日本旅客鉄道	224,900	2,842.000	639,165,800
東海旅客鉄道	341,400	3,099.000	1,057,998,600
東京地下鉄	153,600	1,677.500	257,664,000
西武ホールディングス	97,700	3,042.000	297,203,400
鴻池運輸	16,800	3,000.000	50,400,000
西日本鉄道	24,600	2,277.500	56,026,500
ハマキョウレックス	28,800	1,293.000	37,238,400
サカイ引越センター	11,000	2,369.000	26,059,000
近鉄グループホールディングス	95,700	3,174.000	303,751,800
阪急阪神ホールディングス	119,100	4,150.000	494,265,000
南海電気鉄道	39,900	2,425.500	96,777,450
京阪ホールディングス	49,300	3,438.000	169,493,400
神戸電鉄	1,700	2,360.000	4,012,000
名古屋鉄道	97,700	1,732.500	169,265,250
山陽電気鉄道	6,500	2,020.000	13,130,000
ヤマトホールディングス	108,800	1,712.500	186,320,000

山九	21,500	5,164.000	111,026,000
丸全昭和運輸	5,900	6,490.000	38,291,000
センコーグループホールディングス	50,900	1,503.000	76,502,700
トナミホールディングス	2,000	5,440.000	10,880,000
ニッコンホールディングス	52,100	1,996.000	103,991,600
福山通運	9,800	3,795.000	37,191,000
セイノーホールディングス	44,400	2,450.000	108,780,000
神奈川中央交通	2,500	3,800.000	9,500,000
AZ-COM丸和ホールディングス	28,300	1,008.000	28,526,400
九州旅客鉄道	68,200	3,961.000	270,140,200
S Gホールディングス	150,200	1,462.500	219,667,500
NIPPON EXPRESSホールディングス	31,800	7,728.000	245,750,400
日本郵船	184,500	4,835.000	892,057,500
商船三井	168,900	5,153.000	870,341,700
川崎汽船	203,000	2,012.000	408,436,000
NSユニテッド海運	6,200	4,035.000	25,017,000
明海グループ	1,800	662.000	1,191,600
飯野海運	34,700	1,115.000	38,690,500
乾汽船	12,600	1,544.000	19,454,400
日本航空	205,600	2,519.500	518,009,200
ANAホールディングス	243,000	2,924.000	710,532,000
日新	6,700	4,360.000	29,212,000
三菱倉庫	102,500	1,104.000	113,160,000
三井倉庫ホールディングス	9,800	7,510.000	73,598,000
住友倉庫	24,200	2,727.000	65,993,400
澁澤倉庫	3,300	3,080.000	10,164,000
東陽倉庫	3,700	1,468.000	5,431,600
日本トランスシティ	17,900	1,036.000	18,544,400
川西倉庫	5,200	1,049.000	5,454,800
安田倉庫	6,600	1,737.000	11,464,200
上組	40,600	3,372.000	136,903,200
キムラユニティー	4,000	1,445.000	5,780,000
キューソー流通システム	6,700	2,414.000	16,173,800
エーアイテイー	5,400	1,740.000	9,396,000
内外トランスライン	3,500	2,804.000	9,814,000
日本コンセプト	3,300	1,795.000	5,923,500
クロスキャット	7,100	1,063.000	7,547,300
システナ	134,900	356.000	48,024,400
デジタルアーツ	7,300	5,920.000	43,216,000
日鉄ソリューションズ	30,800	4,115.000	126,742,000
キューブシステム	3,500	1,039.000	3,636,500
コア	3,300	1,813.000	5,982,900
手間いらず	1,900	3,450.000	6,555,000
ラクーンホールディングス	8,100	690.000	5,589,000

ソリトンシステムズ	4,800	1,158.000	5,558,400
ソフトクリエイトホールディングス	7,100	2,227.000	15,811,700
T I S	94,900	3,690.000	350,181,000
グリー	30,500	428.000	13,054,000
コーエーテクモホールディングス	68,800	1,760.500	121,122,400
三菱総合研究所	3,900	4,370.000	17,043,000
ファインデックス	7,900	781.000	6,169,900
ブレインパッド	7,500	1,016.000	7,620,000
ポールトゥウィンホールディングス	15,000	466.000	6,990,000
ネクソン	197,400	2,111.500	416,810,100
アイスタイル	29,900	422.000	12,617,800
エムアップホールディングス	11,100	1,623.000	18,015,300
エイチーム	6,700	657.000	4,401,900
セルシス	20,000	1,369.000	27,380,000
エニグモ	12,700	304.000	3,860,800
コロプラ	32,000	463.000	14,816,000
ブロードリーフ	43,900	696.000	30,554,400
デジタルハーツホールディングス	5,700	809.000	4,611,300
メディアドゥ	4,300	1,333.000	5,731,900
じげん	25,500	523.000	13,336,500
フィックスターズ	9,800	1,626.000	15,934,800
CARTA HOLDINGS	5,000	1,475.000	7,375,000
オブティム	22,500	720.000	16,200,000
セレス	4,000	2,456.000	9,824,000
SHIFT	6,200	17,435.000	108,097,000
セック	1,300	4,150.000	5,395,000
テクマトリックス	22,800	2,441.000	55,654,800
プロシップ	3,900	1,539.000	6,002,100
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	22,800	2,984.000	68,035,200
GMOペイメントゲートウェイ	20,600	7,926.000	163,275,600
システムリサーチ	5,600	1,378.000	7,716,800
インターネットイニシアティブ	52,100	3,061.000	159,478,100
さくらインターネット	14,600	4,525.000	66,065,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,800	2,498.000	6,994,400
SRAホールディングス	5,200	4,330.000	22,516,000
朝日ネット	5,600	625.000	3,500,000
eBASE	12,200	681.000	8,308,200
アバントグループ	15,700	2,007.000	31,509,900
アドソル日進	3,500	2,130.000	7,455,000
フリービット	4,600	1,410.000	6,486,000
コムチュア	12,300	2,186.000	26,887,800
アイル	5,400	3,270.000	17,658,000
マークライنز	5,200	2,405.000	12,506,000
メディカル・データ・ビジョン	12,600	444.000	5,594,400

テラスカイ	4,300	1,975.000	8,492,500
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	4,700	2,173.000	10,213,100
ネオジャパン	3,200	1,875.000	6,000,000
P R T I M E S	2,200	1,598.000	3,515,600
ラクス	47,200	2,069.000	97,656,800
ダブルスタンダード	3,400	1,674.000	5,691,600
オープンドア	6,300	691.000	4,353,300
アカツキ	4,500	2,448.000	11,016,000
U B I C O Mホールディングス	3,100	1,281.000	3,971,100
カナミックネットワーク	12,200	493.000	6,014,600
チェンジホールディングス	28,600	1,340.000	38,324,000
シンクロ・フード	2,300	419.000	963,700
オークネット	4,200	2,687.000	11,285,400
セグエグループ	4,500	628.000	2,826,000
オロ	3,800	2,388.000	9,074,400
ユーザーローカル	3,800	2,020.000	7,676,000
P K S H A T E C H N O L O G Y	8,500	4,120.000	35,020,000
マネーフォワード	22,800	4,926.000	112,312,800
S U N A S T E R I S K	6,600	711.000	4,692,600
プラスアルファ・コンサルティング	11,300	1,759.000	19,876,700
電算システムホールディングス	4,200	2,465.000	10,353,000
A P P I E R G R O U P	30,100	1,438.000	43,283,800
ビジョナル	10,700	7,884.000	84,358,800
野村総合研究所	194,800	4,570.000	890,236,000
日本システム技術	8,400	1,921.000	16,136,400
インテージホールディングス	10,200	1,627.000	16,595,400
東邦システムサイエンス	3,800	1,434.000	5,449,200
シンプレクス・ホールディングス	17,500	2,508.000	43,890,000
HEROZ	4,100	1,014.000	4,157,400
ラクスル	29,000	1,124.000	32,596,000
メルカリ	48,000	1,925.500	92,424,000
I P S	2,900	2,657.000	7,705,300
システムサポート	3,300	1,810.000	5,973,000
イーソル	7,500	645.000	4,837,500
ウイングアーク 1 s t	9,500	3,400.000	32,300,000
サーバーワークス	2,100	2,316.000	4,863,600
S a n s a n	34,100	2,135.000	72,803,500
ギフトィ	8,000	1,395.000	11,160,000
メドレー	11,900	4,370.000	52,003,000
ベース	4,400	3,260.000	14,344,000
J M D C	12,800	4,150.000	53,120,000
フォーカスシステムズ	6,000	1,097.000	6,582,000
クレスコ	14,000	1,240.000	17,360,000
フジ・メディア・ホールディングス	86,000	1,732.500	148,995,000

オービック	166,900	4,937.000	823,985,300
ジャストシステム	15,600	3,500.000	54,600,000
TDCソフト	16,800	1,320.000	22,176,000
L I N Eヤフー	1,428,900	418.300	597,708,870
トレンドマイクロ	47,300	8,315.000	393,299,500
I Dホールディングス	5,900	1,636.000	9,652,400
日本オラクル	17,800	15,250.000	271,450,000
アルファシステムズ	2,500	3,460.000	8,650,000
フューチャー	26,800	1,898.000	50,866,400
CAC HOLDINGS	4,300	1,736.000	7,464,800
オービックビジネスコンサルタント	16,400	7,178.000	117,719,200
アイティフォー	10,900	1,400.000	15,260,000
東計電算	2,800	4,340.000	12,152,000
大塚商会	101,900	3,763.000	383,449,700
サイボウズ	12,700	2,144.000	27,228,800
電通総研	10,000	5,400.000	54,000,000
A C C E S S	10,400	947.000	9,848,800
デジタルガレージ	16,800	3,775.000	63,420,000
イーエムシステムズ	28,500	724.000	20,634,000
ウェザーニューズ	5,400	2,897.000	15,643,800
C I J	23,400	448.000	10,483,200
ビジネスエンジニアリング	2,000	3,855.000	7,710,000
WOWOW	7,000	993.000	6,951,000
スカラ	3,500	443.000	1,550,500
ANYCOLOR	12,700	2,092.000	26,568,400
I M A G I C A GROUP	8,700	504.000	4,384,800
システムソフト	27,400	58.000	1,589,200
アルゴグラフィックス	8,200	5,230.000	42,886,000
マーベラス	14,200	572.000	8,122,400
エイベックス	23,200	1,509.000	35,008,800
B I P R O G Y	31,200	4,630.000	144,456,000
都築電気	4,500	2,464.000	11,088,000
T B Sホールディングス	47,600	3,820.000	181,832,000
日本テレビホールディングス	83,500	2,500.000	208,750,000
朝日放送グループホールディングス	9,600	616.000	5,913,600
テレビ朝日ホールディングス	20,800	2,213.000	46,030,400
スカパー J S A Tホールディングス	67,900	886.000	60,159,400
テレビ東京ホールディングス	6,000	3,045.000	18,270,000
日本BS放送	3,500	887.000	3,104,500
ビジョン	13,400	1,420.000	19,028,000
U-NEXT HOLDINGS	30,300	1,661.000	50,328,300
日本通信	91,400	138.000	12,613,200
日本電信電話	26,687,600	155.200	4,141,915,520
KDDI	660,900	4,957.000	3,276,081,300

ソフトバンク	14,372,300	195.000	2,802,598,500
光通信	10,400	33,060.000	343,824,000
エムティーアイ	7,400	1,280.000	9,472,000
GMOインターネットグループ	31,700	2,606.000	82,610,200
ファイバーゲート	5,000	937.000	4,685,000
KADOKAWA	49,100	4,384.000	215,254,400
学研ホールディングス	14,600	1,026.000	14,979,600
ゼンリン	14,500	810.000	11,745,000
アイネット	5,600	1,615.000	9,044,000
松竹	5,900	10,700.000	63,130,000
東宝	56,400	6,535.000	368,574,000
東映	15,500	6,300.000	97,650,000
NTTデータグループ	235,000	2,879.500	676,682,500
ピー・シー・エー	5,700	2,142.000	12,209,400
ビジネスブレイン太田昭和	3,300	2,095.000	6,913,500
D T S	17,900	4,240.000	75,896,000
スクウェア・エニックス・ホールディングス	46,100	6,040.000	278,444,000
シーイーシー	11,700	2,042.000	23,891,400
カプコン	180,500	3,510.000	633,555,000
アイ・エス・ビー	4,600	1,388.000	6,384,800
S C S K	74,800	3,043.000	227,616,400
N S W	3,300	3,080.000	10,164,000
アイネス	6,700	1,731.000	11,597,700
T K C	18,400	3,875.000	71,300,000
富士ソフト	24,100	9,568.000	230,588,800
N S D	36,700	3,430.000	125,881,000
コナミグループ	33,900	14,960.000	507,144,000
福井コンピュータホールディングス	5,200	2,901.000	15,085,200
J B C Cホールディングス	5,900	4,720.000	27,848,000
ミロク情報サービス	7,900	1,938.000	15,310,200
ソフトバンクグループ	442,200	8,906.000	3,938,233,200
リョーサン菱洋ホールディングス	17,300	2,276.000	39,374,800
高千穂交易	3,500	3,815.000	13,352,500
伊藤忠食品	2,300	6,980.000	16,054,000
あらた	14,100	3,040.000	42,864,000
トーメンデバイス	1,400	6,680.000	9,352,000
東京エレクトロン デバイス	9,400	3,110.000	29,234,000
円谷フィールズホールディングス	16,800	2,195.000	36,876,000
双日	103,700	3,084.000	319,810,800
アルフレッサ ホールディングス	90,100	2,189.500	197,273,950
横浜冷凍	24,300	804.000	19,537,200
ラサ商事	5,000	1,348.000	6,740,000
アルコニックス	12,000	1,474.000	17,688,000
神戸物産	72,900	3,708.000	270,313,200

あい ホールディングス	15,000	2,098.000	31,470,000
ダイワボウホールディングス	41,500	3,084.000	127,986,000
マクニカホールディングス	76,100	1,784.000	135,762,400
ラクト・ジャパン	4,000	2,903.000	11,612,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	14,700	1,233.000	18,125,100
八洲電機	7,500	1,591.000	11,932,500
メディアスホールディングス	7,000	785.000	5,495,000
レスター	8,000	2,380.000	19,040,000
ジオリーブグループ	1,600	1,051.000	1,681,600
TOKA I ホールディングス	46,900	918.000	43,054,200
三洋貿易	9,900	1,530.000	15,147,000
ビューティガレージ	3,300	1,393.000	4,596,900
ウイン・パートナーズ	5,200	1,237.000	6,432,400
シップヘルスケアホールディングス	36,400	2,204.000	80,225,600
スターティアホールディングス	1,000	2,181.000	2,181,000
コメダホールディングス	22,800	2,873.000	65,504,400
フルサト・マルカホールディングス	8,300	2,298.000	19,073,400
ヤマエグループホールディングス	9,100	2,066.000	18,800,600
小野建	8,700	1,486.000	12,928,200
南陽	5,000	1,106.000	5,530,000
佐島電機	6,700	1,820.000	12,194,000
エコートレーディング	2,500	924.000	2,310,000
伯東	5,200	4,345.000	22,594,000
コンドーテック	7,000	1,379.000	9,653,000
ナガイレーベン	12,000	2,125.000	25,500,000
三菱食品	9,300	4,790.000	44,547,000
松田産業	6,800	3,080.000	20,944,000
第一興商	35,300	1,855.000	65,481,500
メディパルホールディングス	106,400	2,429.500	258,498,800
S P K	4,200	2,024.000	8,500,800
萩原電気ホールディングス	4,300	3,155.000	13,566,500
アズワン	29,300	2,704.500	79,241,850
スズデン	3,800	1,838.000	6,984,400
尾家産業	2,500	1,968.000	4,920,000
シモジマ	6,600	1,285.000	8,481,000
ドウシシャ	8,800	2,103.000	18,506,400
高速	5,700	2,425.000	13,822,500
たけびし	3,400	2,093.000	7,116,200
リックス	2,500	2,760.000	6,900,000
丸文	8,300	1,058.000	8,781,400
ハピネット	9,400	4,240.000	39,856,000
日本ライフライン	25,900	1,315.000	34,058,500
タカショー	11,900	450.000	5,355,000
I D O M	40,300	1,120.000	45,136,000

進和	5,800	2,812.000	16,309,600
ダイトロン	3,600	2,729.000	9,824,400
シークス	12,500	1,133.000	14,162,500
オーハシテクニカ	4,700	1,944.000	9,136,800
白銅	2,600	2,301.000	5,982,600
伊藤忠商事	635,000	7,502.000	4,763,770,000
丸紅	773,600	2,282.000	1,765,355,200
長瀬産業	41,700	3,083.000	128,561,100
蝶理	5,500	3,925.000	21,587,500
豊田通商	285,300	2,648.500	755,617,050
三共生興	14,800	606.000	8,968,800
兼松	37,800	2,524.500	95,426,100
三井物産	1,388,900	3,197.000	4,440,313,300
日本紙パルプ商事	46,000	651.000	29,946,000
カメイ	9,500	1,842.000	17,499,000
スターゼン	6,200	2,837.000	17,589,400
山善	39,200	1,306.000	51,195,200
椿本興業	6,000	1,918.000	11,508,000
住友商事	565,100	3,264.000	1,844,486,400
内田洋行	3,700	6,950.000	25,715,000
三菱商事	1,751,000	2,565.000	4,491,315,000
第一実業	9,200	2,430.000	22,356,000
キヤノンマーケティングジャパン	19,200	4,843.000	92,985,600
西華産業	4,000	4,840.000	19,360,000
佐藤商事	6,200	1,383.000	8,574,600
東京産業	8,900	720.000	6,408,000
ユアサ商事	7,300	4,325.000	31,572,500
神鋼商事	2,300	6,000.000	13,800,000
阪和興業	16,100	4,840.000	77,924,000
正栄食品工業	6,100	4,270.000	26,047,000
カナデン	6,900	1,430.000	9,867,000
RYODEN	7,100	2,318.000	16,457,800
岩谷産業	96,600	1,863.000	179,965,800
ナイス	2,600	1,541.000	4,006,600
極東貿易	5,400	1,580.000	8,532,000
アステナホールディングス	18,300	486.000	8,893,800
三愛オブリ	22,200	1,911.000	42,424,200
稲畑産業	28,500	3,250.000	92,625,000
G S I クレオス	5,000	2,090.000	10,450,000
明和産業	12,500	633.000	7,912,500
ワキタ	16,100	1,572.000	25,309,200
東邦ホールディングス	25,500	4,284.000	109,242,000
サンゲツ	21,200	2,899.000	61,458,800
ミツウロコグループホールディングス	12,800	1,672.000	21,401,600

シナネンホールディングス	2,900	6,390.000	18,531,000
伊藤忠エネクス	22,900	1,646.000	37,693,400
サンリオ	76,400	5,018.000	383,375,200
サンワテクノス	4,600	2,197.000	10,106,200
新光商事	13,500	1,000.000	13,500,000
トーヨー	4,000	2,792.000	11,168,000
三信電気	3,900	1,888.000	7,363,200
東陽テクニカ	9,100	1,440.000	13,104,000
モスフードサービス	13,300	3,615.000	48,079,500
加賀電子	16,000	2,633.000	42,128,000
ソーダニッカ	10,300	1,120.000	11,536,000
立花エレテック	6,400	2,625.000	16,800,000
フォーバル	1,700	1,356.000	2,305,200
PAL TAC	14,100	4,337.000	61,151,700
三谷産業	19,000	317.000	6,023,000
太平洋興発	3,400	713.000	2,424,200
コア商事ホールディングス	5,800	602.000	3,491,600
KPPグループホールディングス	24,800	650.000	16,120,000
ヤマタネ	4,500	3,685.000	16,582,500
泉州電業	6,500	5,160.000	33,540,000
トラスコ中山	18,900	2,164.000	40,899,600
オートバックスセブン	31,900	1,428.000	45,553,200
モリト	7,100	1,485.000	10,543,500
加藤産業	11,300	4,495.000	50,793,500
イエローハット	15,000	2,551.000	38,265,000
J Kホールディングス	7,800	1,048.000	8,174,400
日伝	6,400	3,060.000	19,584,000
杉本商事	8,600	1,349.000	11,601,400
因幡電機産業	28,900	3,854.000	111,380,600
東テク	9,700	2,469.000	23,949,300
ミスミグループ本社	142,000	2,452.500	348,255,000
タキヒヨー	3,200	1,221.000	3,907,200
スズケン	32,000	4,699.000	150,368,000
ジェコス	6,100	982.000	5,990,200
サンエー	15,500	2,722.000	42,191,000
カワチ薬品	7,000	2,539.000	17,773,000
エービーシー・マート	41,600	3,117.000	129,667,200
ハードオフコーポレーション	4,100	1,789.000	7,334,900
アスクル	22,600	1,863.000	42,103,800
ゲオホールディングス	10,400	1,620.000	16,848,000
アダストリア	12,900	3,665.000	47,278,500
くら寿司	10,900	3,880.000	42,292,000
キャンドゥ	4,200	3,335.000	14,007,000
パルグループホールディングス	21,600	3,250.000	70,200,000

エディオン	38,800	1,799.000	69,801,200
サーラコーポレーション	20,100	803.000	16,140,300
ハローズ	4,200	4,045.000	16,989,000
フジオフードグループ本社	11,500	1,207.000	13,880,500
あみやき亭	7,200	1,622.000	11,678,400
大黒天物産	3,000	9,870.000	29,610,000
ハニーズホールディングス	8,000	1,650.000	13,200,000
アルペン	7,700	2,006.000	15,446,200
クオールホールディングス	12,600	1,474.000	18,572,400
ジンズホールディングス	7,400	6,010.000	44,474,000
ビックカメラ	57,300	1,664.000	95,347,200
DCMホールディングス	49,200	1,410.000	69,372,000
M o n o t a R O	134,500	2,670.500	359,182,250
DDグループ	2,900	1,300.000	3,770,000
J. フロント リテイリング	108,400	1,803.000	195,445,200
ドトール・日レスホールディングス	15,600	2,274.000	35,474,400
マツキヨココカラ&カンパニー	166,900	2,124.500	354,579,050
ブロンコビリー	5,400	3,850.000	20,790,000
Z O Z O	70,600	4,740.000	334,644,000
トレジャー・ファクトリー	6,800	1,283.000	8,724,400
物語コーポレーション	16,400	3,585.000	58,794,000
三越伊勢丹ホールディングス	143,400	2,167.500	310,819,500
H a m e e	4,900	1,072.000	5,252,800
ウエルシアホールディングス	50,000	1,924.000	96,200,000
クリエイトSDホールディングス	13,500	2,874.000	38,799,000
チムニー	2,200	1,241.000	2,730,200
シュッピン	8,500	1,008.000	8,568,000
オイシックス・ラ・大地	15,300	1,516.000	23,194,800
ネクステージ	21,700	1,396.000	30,293,200
ジョイフル本田	25,700	1,796.000	46,157,200
エターナルホスピタリティグループ	3,600	3,250.000	11,700,000
ホットランド	7,400	2,134.000	15,791,600
すかいらくホールディングス	130,200	2,305.000	300,111,000
S F Pホールディングス	4,600	1,917.000	8,818,200
綿半ホールディングス	7,300	1,522.000	11,110,600
ヨシックスホールディングス	2,300	3,170.000	7,291,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	45,356	850.000	38,552,600
BEENOS	5,800	3,655.000	21,199,000
あさひ	7,500	1,581.000	11,857,500
日本調剤	6,400	1,437.000	9,196,800
コスモス薬品	16,200	7,442.000	120,560,400
セブン&アイ・ホールディングス	1,046,200	2,606.000	2,726,397,200
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	72,200	1,176.000	84,907,200

ツルハホールディングス	20,000	8,248.000	164,960,000
サンマルクホールディングス	7,000	2,532.000	17,724,000
フェリシモ	4,000	838.000	3,352,000
トリドールホールディングス	26,400	3,717.000	98,128,800
TOKYO BASE	11,600	286.000	3,317,600
JMホールディングス	6,900	2,694.000	18,588,600
アレンザホールディングス	6,500	1,068.000	6,942,000
串カツ田中ホールディングス	800	1,431.000	1,144,800
クスリのアオキホールディングス	32,100	3,435.000	110,263,500
力の源ホールディングス	6,100	1,016.000	6,197,600
FOOD & LIFE COMPANIES	50,500	3,437.000	173,568,500
メディカルシステムネットワーク	12,000	420.000	5,040,000
ノジマ	30,600	2,341.000	71,634,600
カッパ・クリエイト	15,600	1,575.000	24,570,000
良品計画	112,800	3,119.000	351,823,200
アドヴァングループ	4,900	967.000	4,738,300
アルビス	2,600	2,602.000	6,765,200
G-7ホールディングス	10,600	1,439.000	15,253,400
イオン北海道	31,800	864.000	27,475,200
コジマ	18,700	1,089.000	20,364,300
コーナン商事	11,700	3,590.000	42,003,000
エコス	3,600	2,008.000	7,228,800
ワタミ	10,300	1,015.000	10,454,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	191,600	3,796.000	727,313,600
西松屋チェーン	20,300	2,340.000	47,502,000
ゼンショーホールディングス	53,800	9,099.000	489,526,200
幸楽苑	8,100	1,308.000	10,594,800
サイゼリヤ	13,900	5,240.000	72,836,000
VTホールディングス	33,100	474.000	15,689,400
フジ・コーポレーション	4,500	1,973.000	8,878,500
ユナイテッドアローズ	10,500	2,568.000	26,964,000
ハイデイ日高	14,600	2,801.000	40,894,600
コロワイド	54,400	1,689.500	91,908,800
壺番屋	37,700	1,011.000	38,114,700
スギホールディングス	51,700	2,510.000	129,767,000
薬王堂ホールディングス	4,800	2,053.000	9,854,400
スクロール	13,200	1,025.000	13,530,000
ヨンドシーホールディングス	8,100	1,844.000	14,936,400
木曽路	13,600	2,057.000	27,975,200
SRSホールディングス	14,900	1,124.000	16,747,600
リテールパートナーズ	13,000	1,251.000	16,263,000
上新電機	8,800	2,295.000	20,196,000
日本瓦斯	47,100	2,058.500	96,955,350

ロイヤルホールディングス	16,500	2,435.000	40,177,500
チヨダ	9,500	1,426.000	13,547,000
ライフコーポレーション	9,600	3,375.000	32,400,000
リンガーハット	12,100	2,209.000	26,728,900
MrMaxHD	10,700	684.000	7,318,800
AOKIホールディングス	19,300	1,244.000	24,009,200
オークワ	14,400	922.000	13,276,800
コメリ	14,100	3,220.000	45,402,000
青山商事	19,900	2,265.000	45,073,500
しまむら	22,500	8,519.000	191,677,500
高島屋	136,000	1,218.000	165,648,000
松屋	16,300	877.000	14,295,100
エイチ・ツー・オー リテイリング	48,600	2,093.500	101,744,100
近鉄百貨店	4,900	2,028.000	9,937,200
丸井グループ	63,300	2,443.000	154,641,900
アクシアル リテイリング	24,600	900.000	22,140,000
イオン	350,600	3,618.000	1,268,470,800
イズミ	15,800	3,137.000	49,564,600
平和堂	14,900	2,286.000	34,061,400
フジ	18,000	2,038.000	36,684,000
ヤオコー	11,400	9,175.000	104,595,000
ゼビオホールディングス	12,600	1,117.000	14,074,200
ケーズホールディングス	66,500	1,412.500	93,931,250
Genky DrugStores	8,400	3,100.000	26,040,000
ブックオフグループホールディングス	7,100	1,439.000	10,216,900
ギフトホールディングス	4,900	3,310.000	16,219,000
アインホールディングス	13,200	5,020.000	66,264,000
GENKI GLOBAL DINING CONCEPTS	5,800	3,700.000	21,460,000
ヤマダホールディングス	290,000	450.800	130,732,000
アークランズ	27,100	1,676.000	45,419,600
ニトリホールディングス	34,500	19,190.000	662,055,000
グルメ杵屋	7,600	1,064.000	8,086,400
ケーユーホールディングス	2,900	1,132.000	3,282,800
吉野家ホールディングス	37,300	3,235.000	120,665,500
松屋フーズホールディングス	4,600	6,470.000	29,762,000
サガミホールディングス	13,800	1,739.000	23,998,200
王将フードサービス	20,100	3,015.000	60,601,500
ミニストップ	6,700	1,777.000	11,905,900
アークス	16,800	2,532.000	42,537,600
バローホールディングス	17,000	2,131.000	36,227,000
ベルク	4,700	6,700.000	31,490,000
大 庄	5,500	1,041.000	5,725,500
ファーストリテイリング	53,200	50,430.000	2,682,876,000

サンドラッグ	33,000	3,687.000	121,671,000
サックスバー ホールディングス	8,000	918.000	7,344,000
やまや	1,000	2,829.000	2,829,000
ベルーナ	21,200	752.000	15,942,400
いよぎんホールディングス	113,600	1,592.000	180,851,200
しずおかフィナンシャルグループ	193,500	1,367.000	264,514,500
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	74,300	1,693.500	125,827,050
楽天銀行	40,800	4,466.000	182,212,800
京都フィナンシャルグループ	110,900	2,369.000	262,722,100
めぶきフィナンシャルグループ	439,500	670.600	294,728,700
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,900	4,395.000	47,905,500
九州フィナンシャルグループ	159,000	751.400	119,472,600
ゆうちょ銀行	719,500	1,464.000	1,053,348,000
富山第一銀行	27,300	1,152.000	31,449,600
コンコルディア・フィナンシャルグループ	468,100	931.900	436,222,390
西日本フィナンシャルホールディングス	52,900	2,047.000	108,286,300
三十三フィナンシャルグループ	7,500	2,093.000	15,697,500
第四北越フィナンシャルグループ	26,800	2,867.000	76,835,600
ひろぎんホールディングス	119,900	1,163.000	139,443,700
おきなわフィナンシャルグループ	6,900	2,474.000	17,070,600
十六フィナンシャルグループ	10,600	4,400.000	46,640,000
北國フィナンシャルホールディングス	8,900	5,300.000	47,170,000
プロクレアホールディングス	10,800	1,797.000	19,407,600
あいちフィナンシャルグループ	18,600	2,482.000	46,165,200
あおぞら銀行	61,500	2,480.500	152,550,750
三菱UFJフィナンシャル・グループ	5,776,700	1,826.500	10,551,142,550
りそなホールディングス	1,088,300	1,297.500	1,412,069,250
三井住友トラストグループ	313,600	3,800.000	1,191,680,000
三井住友フィナンシャルグループ	1,837,000	3,823.000	7,022,851,000
千葉銀行	272,600	1,292.000	352,199,200
群馬銀行	161,200	1,112.500	179,335,000
武蔵野銀行	11,000	2,977.000	32,747,000
千葉興業銀行	20,600	1,429.000	29,437,400
筑波銀行	36,200	245.000	8,869,000
七十七銀行	27,700	4,525.000	125,342,500
秋田銀行	5,200	2,144.000	11,148,800
山形銀行	9,700	982.000	9,525,400
岩手銀行	5,800	2,689.000	15,596,200
東邦銀行	65,400	281.000	18,377,400
東北銀行	4,600	1,123.000	5,165,800
ふくおかフィナンシャルグループ	75,700	4,266.000	322,936,200
スルガ銀行	62,500	1,059.000	66,187,500
八十二銀行	205,100	1,044.000	214,124,400
山梨中央銀行	9,100	1,826.000	16,616,600

大垣共立銀行	15,400	1,901.000	29,275,400
福井銀行	7,500	1,883.000	14,122,500
清水銀行	3,600	1,500.000	5,400,000
滋賀銀行	14,400	3,895.000	56,088,000
南都銀行	12,400	3,180.000	39,432,000
百五銀行	80,500	628.000	50,554,000
紀陽銀行	31,400	2,112.000	66,316,800
ほくほくフィナンシャルグループ	52,000	1,878.500	97,682,000
山陰合同銀行	54,100	1,257.000	68,003,700
鳥取銀行	3,900	1,232.000	4,804,800
百十四銀行	7,900	3,165.000	25,003,500
四国銀行	13,300	1,113.000	14,802,900
阿波銀行	12,100	2,885.000	34,908,500
大分銀行	5,100	3,150.000	16,065,000
宮崎銀行	5,200	3,075.000	15,990,000
佐賀銀行	5,100	2,142.000	10,924,200
琉球銀行	19,200	1,031.000	19,795,200
セブン銀行	320,100	329.700	105,536,970
みずほフィナンシャルグループ	1,189,200	3,879.000	4,612,906,800
山口フィナンシャルグループ	86,300	1,641.000	141,618,300
名古屋銀行	5,300	6,460.000	34,238,000
北洋銀行	131,300	466.000	61,185,800
大光銀行	2,300	1,427.000	3,282,100
愛媛銀行	11,600	1,052.000	12,203,200
トマト銀行	5,100	1,135.000	5,788,500
京葉銀行	37,400	816.000	30,518,400
栃木銀行	42,100	282.000	11,872,200
北日本銀行	2,600	2,848.000	7,404,800
東和銀行	15,200	649.000	9,864,800
大東銀行	8,500	708.000	6,018,000
トモニホールディングス	81,100	459.000	37,224,900
フィデアホールディングス	8,500	1,412.000	12,002,000
池田泉州ホールディングス	114,300	404.000	46,177,200
F P G	31,400	2,916.000	91,562,400
ジャパンインベストメントアドバイザー	14,800	1,080.000	15,984,000
マーキュリアホールディングス	2,700	895.000	2,416,500
S B I ホールディングス	141,100	3,908.000	551,418,800
ジャフコ グループ	26,500	2,116.500	56,087,250
大和証券グループ本社	628,000	1,026.500	644,642,000
野村ホールディングス	1,480,300	921.400	1,363,948,420
岡三証券グループ	76,200	644.000	49,072,800
丸三証券	29,100	983.000	28,605,300
東洋証券	27,400	614.000	16,823,600
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	95,600	483.000	46,174,800

水戸証券	25,200	553.000	13,935,600
いちよし証券	14,800	1,002.000	14,829,600
松井証券	62,000	816.000	50,592,000
マネックスグループ	86,100	1,050.000	90,405,000
極東証券	13,200	1,387.000	18,308,400
岩井コスモホールディングス	9,400	2,275.000	21,385,000
アイザワ証券グループ	13,600	1,781.000	24,221,600
スパークス・グループ	9,600	1,451.000	13,929,600
かんぽ生命保険	102,500	3,198.000	327,795,000
F P パートナー	4,000	2,355.000	9,420,000
S O M P O ホールディングス	430,800	4,101.000	1,766,710,800
アニコム ホールディングス	30,300	678.000	20,543,400
MS & AD インシュアランスグループホールディングス	645,500	3,438.000	2,219,229,000
第一生命ホールディングス	414,500	4,305.000	1,784,422,500
東京海上ホールディングス	857,900	5,709.000	4,897,751,100
T & D ホールディングス	236,600	2,902.000	686,613,200
全国保証	23,400	5,383.000	125,962,200
ジェイリース	7,700	1,375.000	10,587,500
イントラスト	3,900	797.000	3,108,300
日本モーゲージサービス	10,100	428.000	4,322,800
S B I アルヒ	11,000	822.000	9,042,000
プレミアグループ	15,300	2,647.000	40,499,100
クレディセゾン	55,500	3,608.000	200,244,000
芙蓉総合リース	7,900	11,280.000	89,112,000
みずほリース	74,900	1,005.000	75,274,500
東京センチュリー	66,400	1,521.500	101,027,600
日本証券金融	32,400	2,106.000	68,234,400
アイフル	143,600	330.000	47,388,000
リコーリース	8,300	5,180.000	42,994,000
イオンフィナンシャルサービス	49,400	1,282.000	63,330,800
アコム	185,300	385.000	71,340,500
ジャックス	9,800	3,755.000	36,799,000
オリエントコーポレーション	28,300	832.000	23,545,600
オリックス	528,200	3,419.000	1,805,915,800
三菱HCキャピタル	439,400	1,020.000	448,188,000
九州リースサービス	4,800	1,045.000	5,016,000
日本取引所グループ	525,300	1,842.000	967,602,600
イー・ギランティ	15,100	1,675.000	25,292,500
アサックス	2,900	714.000	2,070,600
NEC キャピタルソリューション	3,900	3,700.000	14,430,000
R o b o t H o m e	32,000	144.000	4,608,000
大東建託	30,200	16,880.000	509,776,000
いちご	96,700	367.000	35,488,900

日本駐車場開発	109,200	224.000	24,460,800
スター・マイカ・ホールディングス	11,000	674.000	7,414,000
S R Eホールディングス	4,000	3,295.000	13,180,000
ヒューリック	207,400	1,390.000	288,286,000
野村不動産ホールディングス	55,000	3,745.000	205,975,000
三重交通グループホールディングス	19,600	499.000	9,780,400
ディア・ライフ	14,200	1,095.000	15,549,000
地主	7,400	2,130.000	15,762,000
プレサンスコーポレーション	14,600	1,860.000	27,156,000
J P M C	5,400	1,159.000	6,258,600
フージャースホールディングス	12,200	1,012.000	12,346,400
オープンハウスグループ	32,400	5,550.000	179,820,000
東急不動産ホールディングス	264,500	995.800	263,389,100
飯田グループホールディングス	85,000	2,258.000	191,930,000
ムゲンエステート	1,900	2,118.000	4,024,200
A n d D oホールディングス	4,100	988.000	4,050,800
シーアールイー	5,300	1,217.000	6,450,100
ケイアイスター不動産	4,600	4,235.000	19,481,000
グッドコムアセット	8,900	881.000	7,840,900
ジェイ・エス・ビー	4,400	2,749.000	12,095,600
ロードスターキャピタル	5,900	2,502.000	14,761,800
霞ヶ関キャピタル	3,900	12,360.000	48,204,000
パーク 2 4	69,800	1,795.000	125,291,000
パラカ	3,200	1,779.000	5,692,800
宮越ホールディングス	4,600	1,871.000	8,606,600
三井不動産	1,223,100	1,266.000	1,548,444,600
三菱地所	510,700	2,113.500	1,079,364,450
平和不動産	14,300	4,265.000	60,989,500
東京建物	76,900	2,581.000	198,478,900
京阪神ビルディング	19,700	1,549.000	30,515,300
住友不動産	143,300	4,674.000	669,784,200
テーオーシー	18,100	654.000	11,837,400
レオパレス 2 1	88,100	569.000	50,128,900
スターツコーポレーション	14,300	3,740.000	53,482,000
フジ住宅	10,800	784.000	8,467,200
空港施設	12,000	579.000	6,948,000
明和地所	6,200	1,013.000	6,280,600
ゴールドクレスト	8,200	3,160.000	25,912,000
エスリード	3,900	4,340.000	16,926,000
日神グループホールディングス	15,200	529.000	8,040,800
日本エスコン	22,600	978.000	22,102,800
M I R A R T Hホールディングス	48,900	509.000	24,890,100
イオンモール	54,900	2,030.000	111,447,000
毎日コムネット	6,300	708.000	4,460,400

カチタス	24,200	2,128.000	51,497,600
トーセイ	14,500	2,430.000	35,235,000
穴吹興産	2,700	1,994.000	5,383,800
サンフロンティア不動産	13,000	1,857.000	24,141,000
F J ネクストホールディングス	8,800	1,144.000	10,067,200
日本空港ビルデング	31,700	5,099.000	161,638,300
L I F U L L	36,500	190.000	6,935,000
M I X I	19,500	2,793.000	54,463,500
ジェイエイシーリクルートメント	32,000	692.000	22,144,000
日本M&Aセンターホールディングス	136,600	635.400	86,795,640
メンバーズ	4,400	1,035.000	4,554,000
U T グループ	11,900	2,033.000	24,192,700
アイティメディア	3,600	1,505.000	5,418,000
ケアネット	18,100	589.000	10,660,900
E・Jホールディングス	5,400	1,663.000	8,980,200
オープンアップグループ	26,800	1,811.000	48,534,800
コシダカホールディングス	27,700	1,133.000	31,384,100
アルトナー	2,000	1,867.000	3,734,000
パソナグループ	11,000	1,965.000	21,615,000
リンクアンドモチベーション	26,700	547.000	14,604,900
エス・エム・エス	34,800	1,678.000	58,394,400
パーソルホールディングス	856,300	232.400	199,004,120
リニカル	5,500	344.000	1,892,000
学情	4,700	1,761.000	8,276,700
スタジオアリス	4,800	2,090.000	10,032,000
N J S	2,100	3,685.000	7,738,500
総合警備保障	153,300	1,133.500	173,765,550
カカクコム	66,100	2,499.500	165,216,950
セントケア・ホールディング	7,500	741.000	5,557,500
ルネサンス	6,700	1,019.000	6,827,300
ディップ	15,700	2,528.000	39,689,600
デジタルホールディングス	6,000	1,242.000	7,452,000
新日本科学	9,100	1,617.000	14,714,700
エムスリー	181,800	1,491.000	271,063,800
ウェルネット	4,000	864.000	3,456,000
ワールドホールディングス	4,200	2,087.000	8,765,400
ディー・エヌ・エー	36,500	2,437.500	88,968,750
博報堂D Yホールディングス	105,000	1,142.500	119,962,500
ぐるなび	17,400	312.000	5,428,800
タカミヤ	13,200	414.000	5,464,800
ファンコミュニケーションズ	15,000	417.000	6,255,000
ライク	3,800	1,381.000	5,247,800
エスプール	30,200	315.000	9,513,000
W D Bホールディングス	4,500	1,684.000	7,578,000

アドウェイズ	14,300	320.000	4,576,000
バリューコマース	8,700	1,137.000	9,891,900
インフォマート	94,600	279.000	26,393,400
J Pホールディングス	26,200	627.000	16,427,400
プレステージ・インターナショナル	43,300	673.000	29,140,900
プロトコーポレーション	9,900	1,322.000	13,087,800
アミューズ	5,300	1,370.000	7,261,000
ドリームインキュベータ	3,200	3,140.000	10,048,000
クイック	5,900	2,011.000	11,864,900
電通グループ	98,500	3,890.000	383,165,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,500	923.000	4,153,500
びあ	3,400	3,100.000	10,540,000
イオンファンタジー	4,000	3,050.000	12,200,000
シーティーエス	10,600	886.000	9,391,600
H. U. グループホールディングス	25,900	2,448.500	63,416,150
アルプス技研	8,200	2,565.000	21,033,000
日本空調サービス	10,200	1,006.000	10,261,200
オリエンタルランド	549,300	3,488.000	1,915,958,400
ダスキン	19,500	3,750.000	73,125,000
明光ネットワークジャパン	13,800	720.000	9,936,000
ファルコホールディングス	4,900	2,250.000	11,025,000
ラウンドワン	86,000	1,079.000	92,794,000
リゾートトラスト	39,000	3,050.000	118,950,000
ビー・エム・エル	11,500	2,833.000	32,579,500
リソー教育	60,700	292.000	17,724,400
早稲田アカデミー	5,500	1,835.000	10,092,500
ユー・エス・エス	190,200	1,393.000	264,948,600
東京個別指導学院	19,000	390.000	7,410,000
サイバーエージェント	203,100	1,029.500	209,091,450
楽天グループ	648,900	847.200	549,748,080
クリーク・アンド・リバー社	5,100	1,591.000	8,114,100
S B I グローバルアセットマネジメント	18,000	672.000	12,096,000
テー・オー・ダブリュー	23,800	312.000	7,425,600
山田コンサルティンググループ	4,300	2,031.000	8,733,300
セントラルスポーツ	3,700	2,414.000	8,931,800
フルキャストホールディングス	8,800	1,462.000	12,865,600
エン・ジャパン	15,200	2,076.000	31,555,200
テクノプロ・ホールディングス	53,000	2,788.500	147,790,500
アイ・アールジャパンホールディングス	5,400	790.000	4,266,000
K e e P e r 技研	5,700	4,255.000	24,253,500
G u n o s y	9,200	699.000	6,430,800
イー・ガーディアン	4,300	1,835.000	7,890,500
ジャパンマテリアル	27,600	1,655.000	45,678,000
ベクトル	11,700	975.000	11,407,500

チャーム・ケア・コーポレーション	7,900	1,290.000	10,191,000
キャリアリンク	3,600	2,461.000	8,859,600
I B J	8,600	622.000	5,349,200
アサンテ	5,200	1,641.000	8,533,200
バリューHR	8,000	1,932.000	15,456,000
M&Aキャピタルパートナーズ	7,700	2,628.000	20,235,600
ライドオンエクスプレスホールディングス	6,200	997.000	6,181,400
E R I ホールディングス	1,000	2,135.000	2,135,000
シグマクシス・ホールディングス	24,600	920.000	22,632,000
ウィルグループ	7,000	959.000	6,713,000
メドピア	9,400	486.000	4,568,400
リクルートホールディングス	717,600	10,620.000	7,620,912,000
エラン	12,000	676.000	8,112,000
日本郵政	1,031,800	1,545.000	1,594,131,000
ベルシステム24ホールディングス	11,300	1,243.000	14,045,900
鎌倉新書	9,900	535.000	5,296,500
エアトリ	7,200	1,085.000	7,812,000
アトラエ	7,800	880.000	6,864,000
ストライク	4,300	3,860.000	16,598,000
ソラスト	25,400	466.000	11,836,400
セラク	2,500	1,317.000	3,292,500
インソース	20,100	1,073.000	21,567,300
ベйкаレント	67,500	5,633.000	380,227,500
Orchestra Holdings	2,500	813.000	2,032,500
アイモバイル	14,100	538.000	7,585,800
MS-Japan	4,000	1,054.000	4,216,000
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	35,600	2,770.000	98,612,000
グリーンズ	1,200	1,811.000	2,173,200
エル・ティー・エス	1,300	2,394.000	3,112,200
ミダックホールディングス	5,700	1,673.000	9,536,100
キュービーネットホールディングス	5,900	1,018.000	6,006,200
オープングループ	16,600	197.000	3,270,200
マネジメントソリューションズ	4,300	1,749.000	7,520,700
フロンティア・マネジメント	2,600	787.000	2,046,200
コプロ・ホールディングス	1,600	1,781.000	2,849,600
アンビスホールディングス	19,400	883.000	17,130,200
カーブスホールディングス	24,400	813.000	19,837,200
フォーラムエンジニアリング	13,000	977.000	12,701,000
FAST FITNESS JAPAN	3,800	1,405.000	5,339,000
ダイレクトマーケティングミックス	13,800	262.000	3,615,600
ポピンズ	1,600	1,280.000	2,048,000
LITALICO	8,000	944.000	7,552,000
リログループ	51,300	1,844.500	94,622,850
東祥	6,000	627.000	3,762,000

ビーウィズ	2,400	1,502.000	3,604,800
TREホールディングス	19,900	1,635.000	32,536,500
人・夢・技術グループ	3,600	1,495.000	5,382,000
NISSOホールディングス	9,000	766.000	6,894,000
大栄環境	19,900	3,080.000	61,292,000
日本管財ホールディングス	8,900	2,568.000	22,855,200
M&A総研ホールディングス	9,700	2,034.000	19,729,800
エイチ・アイ・エス	29,200	1,790.000	52,268,000
共立メンテナンス	28,600	2,747.000	78,564,200
イチネンホールディングス	9,100	1,877.000	17,080,700
建設技術研究所	4,600	4,855.000	22,333,000
スペース	7,100	1,143.000	8,115,300
燦ホールディングス	8,500	1,037.000	8,814,500
スバル興業	3,200	2,935.000	9,392,000
東京テアトル	7,000	1,086.000	7,602,000
ナガワ	2,900	6,120.000	17,748,000
東京都競馬	7,600	4,285.000	32,566,000
カナモト	14,400	2,922.000	42,076,800
ニシオホールディングス	8,300	3,720.000	30,876,000
トランス・コスモス	11,300	3,435.000	38,815,500
乃村工藝社	40,100	775.000	31,077,500
藤田観光	4,000	8,930.000	35,720,000
KNT-CTホールディングス	6,100	1,200.000	7,320,000
トーカイ	7,600	2,190.000	16,644,000
セコム	188,600	5,256.000	991,281,600
セントラル警備保障	5,000	2,687.000	13,435,000
丹青社	18,200	808.000	14,705,600
メイテックグループホールディングス	33,200	2,823.500	93,740,200
応用地質	8,700	2,410.000	20,967,000
船井総研ホールディングス	18,500	2,401.000	44,418,500
いであ	700	2,498.000	1,748,600
学究社	4,200	1,916.000	8,047,200
イオンディライト	9,800	4,495.000	44,051,000
ダイセキ	21,800	3,945.000	86,001,000
ステップ	3,200	2,027.000	6,486,400
合 計	167,786,556		347,546,634,260

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

国内株式指数ファンド（ＴＯＰＩＸ）

2024 年 12 月 30 日現在

I 資産総額	7,730,511,411 円
II 負債総額	157,801,580 円
III 純資産総額（I－II）	7,572,709,831 円
IV 発行済口数	1,849,020,696 口
V 1 口当たり純資産額（III／IV） （1 万口当たり純資産額）	4.0955 円 (40,955 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2024年12月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

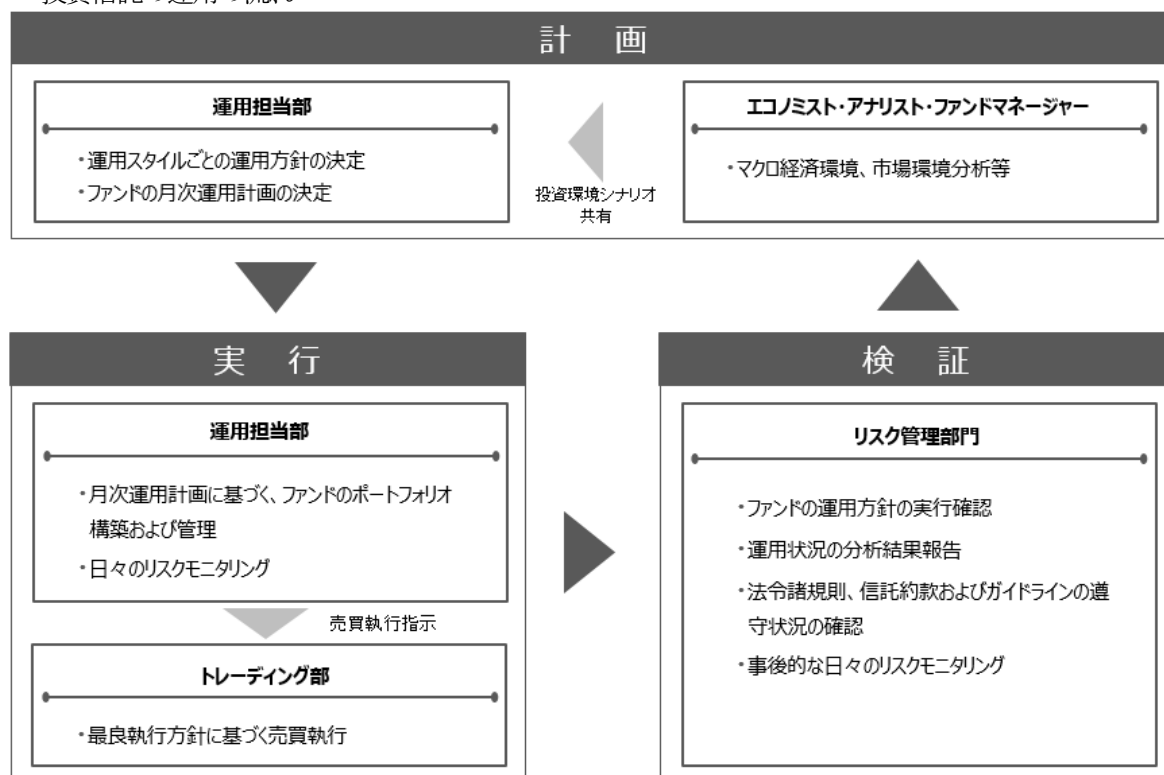
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	653	13,883,788
単位型株式投資信託	81	644,347
追加型公社債投資信託	1	23,509
単位型公社債投資信託	141	218,600
合 計	876	14,770,245

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第 39 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 40 期中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 14 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,742,400	66,540,261
金銭の信託	12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託	300,046	300,051
前払費用	546,900	583,635
未収入金	437,880	193,837
未収委託者報酬	11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬	2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬	344,586	406,420
未収収益	35,477	84,166
その他の流動資産	8,423	43,391
流動資産合計	65,762,982	109,410,202
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,361,305	1,265,924
器具備品	559,057	516,485
土地	710	710
リース資産	4,114	1,782
建設仮勘定	81,240	-
有形固定資産合計	2,006,427	1,784,901
無形固定資産		
ソフトウェア	2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定	508,956	101,101
のれん	3,045,409	2,740,868
顧客関連資産	11,445,340	9,332,065
電話加入権	12,706	12,706
商標権	36	30
無形固定資産合計	17,426,744	14,793,389
投資その他の資産		
投資有価証券	9,222,276	9,976,957
関係会社株式	11,850,598	1,927,221
長期差入保証金	1,388,987	1,361,654
長期前払費用	80,207	44,009
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	-	716,093
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	22,611,799	14,095,666
固定資産合計	42,044,971	30,673,957
資産合計	107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	61,471,271	69,953,226
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208,222	319,553
その他	22,995	8,758
営業収益計	71,954,296	82,731,642
営業費用		
支払手数料	28,036,456	32,014,851
広告宣伝費	294,588	320,694
調査費		
調査費	3,749,357	4,637,211
委託調査費	11,455,987	12,412,033
営業雑経費		
通信費	61,068	56,291
印刷費	452,951	457,187
協会費	38,701	38,305
諸会費	33,447	30,484
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275
販売促進費	29,621	31,339
その他	197,696	253,344
営業費用合計	49,417,495	55,520,019
一般管理費		
給料		
役員報酬	219,872	232,329
給料・手当	7,807,797	8,043,456
賞与	1,042,472	1,073,375
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060
交際費	27,713	57,134
寄付金	25,518	26,400
事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	1,755	11,021,392
受取利息	1,373	2,840
金銭の信託運用益	－	199,056
時効成立分配金・償還金	521	461
原稿・講演料	2,281	2,143
投資有価証券償還益	119,033	5,384
投資有価証券売却益	25,848	12,261
為替差益	5,816	－
雑収入	91,814	129,137
営業外収益合計	248,443	11,372,678
営業外費用		
金銭の信託運用損	454,339	－
投資有価証券償還損	83,598	10,829
投資有価証券売却損	152,691	48,575
為替差損	－	4,701
営業外費用合計	690,629	64,106
経常利益	3,347,770	17,680,450
特別利益		
子会社株式売却益 ※1	－	14,096,622
特別利益合計	－	14,096,622
特別損失		
固定資産除却損 ※2	13,203	12,385
早期退職費用 ※3	126,832	－
支払補償費 ※4	30,075	－
特別損失合計	170,111	12,385
税引前当期純利益	3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税	1,622,064	7,802,794
法人税等調整額	△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計	1,080,631	6,488,400
当期純利益	2,097,028	25,276,287

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4, 119, 040	88, 214, 986	297, 138	297, 138	88, 512, 124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2, 540, 254	△ 2, 540, 254			△ 2, 540, 254
当期純利益	2, 097, 028	2, 097, 028			2, 097, 028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439, 697	△ 439, 697	△ 439, 697
当期変動額合計	△ 443, 225	△ 443, 225	△ 439, 697	△ 439, 697	△ 882, 923
当期末残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1, 591, 892	△ 1, 591, 892			△ 1, 591, 892
当期純利益	25, 276, 287	25, 276, 287			25, 276, 287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92, 513	92, 513	92, 513
当期変動額合計	23, 684, 394	23, 684, 394	92, 513	92, 513	23, 776, 908
当期末残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50, 045	△ 50, 045	111, 406, 109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	12,514千円	一千円

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	2,482 千円	9,039 千円
器具備品	4,273 千円	2,987 千円
リース資産	532 千円	— 千円
ソフトウェア	5,915 千円	358 千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 29 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	－
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注1) 参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

(注1) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	39,809	40,370
(2) 組合出資金等	—	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 11,850,598 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	—	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	—	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
割引率	0.230%	0.440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 241,556 千円、当事業年度 264,552 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	—
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,506	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の 子会社	SMBG 日興 証券㈱	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の販託委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBG 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の販託委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	2,587.21 円	3,289.22 円
1 株当たり当期純利益	61.91 円	746.27 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		47,554,844
金銭の信託		32,385,266
顧客分別金信託		500,088
前払費用		668,897
未収委託者報酬		14,766,695
未収運用受託報酬		3,912,269
未収投資助言報酬		414,955
未収収益		95,923
その他		107,185
流動資産合計		100,406,126
固定資産		
有形固定資産	※1	1,723,779
無形固定資産		
のれん		2,588,598
顧客関連資産		8,275,427
その他		2,669,494
無形固定資産合計		13,533,520
投資その他の資産		
投資有価証券		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	※2	864,362
流動負債合計		19,168,682
固定負債		
退職給付引当金		5,101,556
固定負債合計		5,101,556

負債合計	24,270,238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19,992,998
利益剰余金合計	20,277,244
株主資本合計	104,373,190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△108,191
評価・換算差額等合計	△108,191
純資産合計	104,264,998
負債純資産合計	128,535,237

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			38,900,518
運用受託報酬			5,763,952
投資助言報酬			699,359
その他の営業収益			206,638
営業収益計			45,570,468
営業費用			30,344,119
一般管理費	※1		10,363,314
営業利益			4,863,035
営業外収益	※2		482,490
営業外費用	※3		179,370
経常利益			5,166,155
特別損失	※4		0
税引前中間純利益			5,166,155
法人税、住民税及び事業税			1,475,655
法人税等調整額			△64,954
法人税等合計			1,410,700
中間純利益			3,755,454

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						△10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△50,045	△50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,838,419	△10,838,419			△10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△58,146	△58,146	△58,146
当中間期変動額合計	△7,082,964	△7,082,964	△58,146	△58,146	△7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	△108,191	△108,191	104,264,998

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	4～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	6～19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227 千円
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270 千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998 千円
無形固定資産	1,537,662 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174 千円
投資有価証券売却益	798 千円
為替差益	6,926 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765 千円
投資有価証券償還損	124,882 千円
投資有価証券売却損	93 千円
投資事業組合運用損	42,628 千円
※4. 特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間(2024年9月30日)

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,511,892	7,511,892	—
資産計	39,897,158	39,897,158	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	32,385,266	—	32,385,266
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,511,892	—	7,511,892
資産計	—	39,897,158	—	39,897,158

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	4,197,965	4,313,296	△115,330
小計	4,197,965	4,313,296	△115,330
合計	7,511,892	7,613,663	△101,770

(注) 組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	3,078 円 38 銭
1 株当たり中間純利益	110 円 87 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
国内株式指数ファンド（T O P I X）
約款

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、T O P I X（東証株価指数、配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド（Ｂ号）（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数、配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引およびオプション取引、金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑨ 安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲内で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第23条の範囲内で行います。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲内で行います。

3. 収益分配方針

年1回（原則として毎年11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『国内株式指数ファンド（TOPIX）』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第1項および第2項、第31条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

【信託金の限度額】

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。
- ⑥ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の

口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権
2. 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条 委託者は、信託金を、主として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内株式インデックス・マザーファンド（B号）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場

合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第21条から第27条まで、第30条および第34条から第36条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【信用取引の指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの

指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の指図】

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑦ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

【有価証券の貸付けの指図】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の空売りの指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入れの指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限】

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、委託者は速やかにこれを調整します。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- ④ 第2項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信託業務の委託等】

第31条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資

金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成21年10月19日から平成21年11月30日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）、受託者の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積もった上、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。

- ③ 委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。
- ④ 信託財産の財務諸表の監査費用等については、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
 - ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
 - ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、
- また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第46条 受益者が、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第45条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.16%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもって

これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者

が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年10月19日（信託契約締結日）

委託者	東京都港区愛宕二丁目5番1号 三井住友アセットマネジメント株式会社 代表取締役 前田 良治
-----	---

受託者	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均
-----	---

親投資信託
国内株式インデックス・マザーファンド（B号）
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第12条に基づき委託者の定める方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の株式に投資し、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてT O P I X（東証株価指数）に採用されている銘柄の株式に投資を行い、T O P I X（東証株価指数、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ③ 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資は行いません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲内で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
『国内株式インデックス・マザーファンド（B号）』
〔約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的および金額】

- 第2条 委託者は、金300億円を上限として、もしくは自らが委託者として設定する他の証券投資信託（信託の元本および収益の管理および運用に関する事項（投資対象とする資産の種類を含みます。）がこの信託と同一性を有するものに限り、以下同じ。）の信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、以下「信託適格有価証券」といいます。）を金300億円相当を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 前項に規定する信託適格有価証券とは、次の各号の有価証券および金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（次の各号の有価証券に該当するものを除きます。）であって次の各号の有価証券に係る権利を表示するものをいいます。
1. 取引所に上場されている有価証券
 2. 店頭売買有価証券（金融商品取引法第2条第8項第10号ハに規定する店頭売買有価証券をいいます。以下同じ。）
 3. 第1号および第2号に掲げる有価証券以外の有価証券で次に掲げるもの。
 - イ. 金融商品取引法第2条第1項第1号から第5号までに掲げる有価証券（同項第17号に掲げる有価証券であって、これらの有価証券の性質を有するものを含みます。ロ. において同じ。）
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいいます。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの。
 - ハ. 金融商品取引法第2条第1項第10号、第11号および第19号に掲げる有価証券
- ③ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【信託金の限度額】

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円もしくは5,000億円相当の信託適格有価証券を限度として信託金もしくは信託適格有価証券を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託適格有価証券での信託の方法】

- 第4条 他の証券投資信託が、この信託の受益権を信託適格有価証券により取得する場合は、当該信託適格有価証券について前日の公表されている最終価格に基づき算出された価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格をもって、それに相当する口数のこの信託にかかる受益証券の取得をするものとします。

【信託期間】

- 第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項および第2項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

- 第6条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友D S アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第8条 委託者は、第2条の信託により生じた受益権については300億口を上限とした口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第10条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【信託日時異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【追加信託金の計算方法】

第10条 追加信託金もしくは、追加信託に係る信託適格有価証券の価額の総額は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の定めるところにしたがい時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を受益権総口数で除した金額に、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【受益証券の発行、種類および受託者による認証】

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。

③ 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

④ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【運用の基本方針】

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、本約款第16条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

5. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号および第3号の証券を以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図をすることができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第14条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【投資する株式の範囲】

- 第15条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図できるものとします。

【先物取引等の運用指図、目的、範囲】

第16条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第17条 委託者は、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【保管業務の委任】

第18条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第21条 （削 除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【資金の借入れ】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

【受託者による資金の立替え】

- 第27条 信託財産に属する有価証券等について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券等に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第28条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成15年2月17日から平成15年11月30日までとします。
- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

- 第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、収益の分配は行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第33条 追加信託金（追加信託に係る信託適格有価証券の価額を含みます。）または信託の一部解約金は当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額に償還口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

【一部解約】

第36条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額から、当該金額に0.08%の率を乗じて得た額を一部解約時の信託財産留保額として控除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とする全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日平成15年2月17日

委託者 東京都港区愛宕二丁目5番1号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役 井上 恵介

受託者 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 高橋 温